

第9回

ジェット口環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成19年6月27日(水)

独立行政法人 日本貿易振興機構

原料委員長 それでは、ちょっとお暑うございますが、よろしくお願ひします。

まず、先週行いましたワーキンググループの開催報告をいたします。

お手元の資料、2枚目のところに入っておりますが、21日、木曜日に開催いたしました。資料のような出席者でございまして、ディスカッションのポイントがいくつかございます。

まず、ガイドラインの名称につきまして、これも以前の研究会で議論がございましたが、この名称につきまして、岡崎委員より、ガイドラインとガイダンスの違いに関するメモをいただき、議論をいたしました。実態に合わせて適切な名称を検討するべきであるとの問題提起でございます。

それから、2つ目は、案件形成調査の扱いについてでございます。これは、いろいろ資料紹介がございまして、ジェトロの清水部長より、案件形成調査の扱いに関する資料、案件形成調査に関する環境社会配慮の手続き（修正案）それから調査報告書作成基準（改定案）ということで、これらが紹介されました。

また満田委員より、同委員が作成されましたペーパー、住民協議・ヒアリング実施に関する意見の説明を行っております。また、当日欠席でございましたけれども村山委員からペーパーが出されております。案件形成調査に求められる事項（案）についてということで、この紹介を私からさせていただきます。こういった資料をもとにディスカッションを行っております。

星印で「全体的な構成等について」と、それからもう一つ、「個別のワーディング等」についてということで、ここにまとめております。

まず、全体的な構成等につきましては4点ございます。1つは、環境社会配慮については、報告書作成要領にあるすべての項目について横断的に行うことが望ましいということ。

2番目は、ジェトロ作成の報告書作成基準等に書かれている環境社会配慮に関する内容については、原則、ガイドラインに明記することが望ましいというようなことでございます。

それから、3つ目が、ガイドライン作成に当たっては、その拘束力についてきちんと整理しまして、どこまで拘束力を持たせるか、その限界を明確にする必要があるということでございます。

4点目、この調査は企業の柔軟な発想によって案件発掘を目指すものですから、調査の内容について余り多くのことを拘束することは適切とは言えない、こんなご意見もございました。以上、大きく4点でございます。

それから、個別のワーディング等についても色々ございます。考え方、言葉をどう表現されるかということは大変大事なところでございますが、まず、ジェトロ調査の位置づけ、予算や時間的な制約を考えると、調査報告書の中に含まれる環境社会的側面での検討や財務・経済分析は基本的には予備的なものと位置づけるべきだということです。

それから、2つ目は、ステークホルダーとの関係については、相手国政府のコミットがありませんので、企業が行う調査であるという限界があります。次のステップで協議するというようなことも可能でしょうが、

この案件形成調査の段階では、情報収集とかヒアリングを行うといった表現が適当ではないかということが2点目です。

3つ目は、一方、JBICのガイドラインにおきましては、ここに書いてございますように、「早期の段階から、……地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていること」が求められております。そういうこともありますので、今、上で申し上げたような限界があることは認識した上で、ジェットロの調査段階において提案事業、そして今後の一連の調査やプロセスに対する意見の聴取を行いまして、それを事業計画に組み入れていく、そのための協議を行うことも重要であるということも指摘されました。

4点目、我が国のコンサルティング業界の常識では これは高梨委員からのコメントでございますが、「代替案」は技術的なオプションを意味する場合が多いということで、ジェットロの場合、「異なる選択肢」という表現にとどめた方がいいのではないかというご意見でございました。代替案は広く考える場合もあり、いろいろありますが、そういうようなご意見です。

5つ目が、迅速に円借款に結びつけていくためには、スクリーニングの段階で環境社会配慮を手厚く行うべき案件、すなわちJBICそしてJICAにおきましては、カテゴリー、これはA、B、Cと分けますが、そのうちのカテゴリーAとされる案件をきっちりと絞り込んで、調査のプロセスにめり張りをつけるべきであるということなんですが、これが5点目でございます。

6点目、スクリーニングの段階では十分な情報がありません。そこで、どこまで環境社会影響について記述できるかの判断は難しいわけですので、明らかに環境社会配慮が不要なものを除外するというのが現実的な対応であろうということです。

最後、7点目になりますが、環境社会配慮調査の項目につきましては、次の段階に向けて方向性を絞るというニュアンスであります。方向性を探るといいますか、そういうニュアンスですので、「絞り込み」という言葉よりも広範に把握するという意味で、「洗い出し」という言葉で表現した方が適切ではないかと、こういう議論、ご意見もございました。

ワーディングに関しましては、以上でございます。

ワーキンググループの委員の方で、ほかに、以上のメモに対して補足事項等がございましたらお願いします。

おおむねそんなところでよろしいでしょうか。そのときに、このメモに書いてございませませんが、私が最後に申し上げたと思いますけれども、そろそろある程度まとめたガイドライン案をつくった方がいいんじゃないかと申し上げました。ジェットロでおつくりになったものと松本委員がおつくりになったものが両方ございまして、両方突き合わせるようなことも考えたいと思いますけれども、むしろ両方まとめて一つのものにして検討していった方がいいのではないかということも申し上げまして、もし間に合えば少しつくりましょうと言ったのですが、なかなかできませんでした。けれども、おととい、2日前の打ち合わせのときにもいろいろ

ろご意見を伺ったので、そういったことも踏まえまして、急遽、途中までですけれども、一応こんなイメージでつくったらいかがでしょうかということ、きょう至急用意させていただきましたので、それは後で最後のところでそういった検討をしていただけるかと思っております。

ワーキンググループ報告はいいですか、こんなところで。

それでは、これはそういうことにいたしましょう。

それでは、追加資料など資料がいっぱいございますので、あと一連の資料につきましてご説明いただきますが、その前に1つだけ、ニュース・イベントというのを紹介致します。

これはちょっと前にお話ししたかもしれませんけれども、環境社会配慮の分野では環境アセスメント国際学会、国際影響評価学会というのがございます。英語ではInternational Association for Impact Assessmentと申しますが、この学会のことを紹介しております。これは、本学のニュースレター『東工大クロニクル』で毎月出ておりまして、このことを聞きつけた広報の担当の方からの依頼がございまして、書いてくれということでございました。ちょっと忙しかったので少し躊躇したのですけれども、こういうことを本学の学生にもよく知ってもらった方がいいかなと思ひまして書きました。ということで、「持続可能な社会づくりを支える国際影響評価学会（IAIA）」と題して紹介しております。ちょうど次期会長に選出されましたので、これを機会によくわかってもらいたいということです。

最初のところのページは、持続可能な社会づくりということです。そのためにアセスメントをやるんですよという話です。2番目は、国際影響評価学会がどんな活動をしているか、どんな組織か、こういうことを紹介しております。

この1ページ右下の写真は、「Built Environment」という国際誌の表紙に、日本の名古屋港に残された貴重な干潟、藤前干潟が、これは保存されましたけれども、そのおかげで結果的には名古屋市は環境配慮型の都市ということで随分評価を高めておりまして、今ではこの守ったことが大変に注目されております。とりわけこの場合には、廃棄物処理、最終処分場ということで、この干潟を埋めようとしたんですが、これをアセスメントの結果、とめました。とめるということは、結局は人間活動の管理をするということで、ごみに対する政策も変えなきゃいけないですね。ごみの政策が全部変わりました、減量化ということを大変推進しまして、これがうまくいきました。当時は、この埋立場を使わないともう無理だと言っていたのですけれども、市民と地元産業界が協力しまして、ごみを減量化して、今でも処分場は何とか間に合っております。

ストップしたのが1999年ですから、もう8年たっておりますけれども、そのときは一、二年でアウトだと言っていたのですけれども、人間活動といいますか、都市活動の仕方を変えることによって、そんなことができます。名古屋市ではそういうことで今、日本中から大都市名古屋がこれだけうまくいったということで見学がいっぱい来んです。市長も大変評価が高まりまして、楽々再選されましたし、そういうようなことでいい方向にあって、ちょうど万博も迎えましたので、万博直前にこういうことがありましたので、1つの具体例として世界にも情報発信ができたという、こんな例でございます。

ということは、アセスメントをちゃんとやれば役に立つことの例だと思います。実はこのプロセスで I A I A のメンバーも相当に専門家として発言しておりまして、それが当時の環境庁の肩を押したといいますが、背中を押したといわれていますか、そんなことがございました。そんなことも紹介しております。

裏側には、「日本への期待」ということで、今回私がたまたま会長に選ばれましたけれども、この学会の 30 年近い歴史の中で初めての日本人会長ですので、このことの意味合いを考えてもらいたいということで、日本に対する世界の期待も大きいということだと思っんですね。ということで、これは本学の学生にも読んでもらいたいということで、理工系総合大学としては、いろんな形で環境面への貢献をしてもらいたいと思います。

実際に技術者をたくさん、我々は卒業生を出しておりますので、特に J I C A の技術協力とか、いろんなことで活動しております。たまたまこの事務局にも本学の卒業生がおりますけれども、そんなことで、いろんな幅広く、こういう環境配慮というのはいろんな分野でこれからはなきゃいけないと思いますので、そんなことも書いております。このような社会貢献、そして世界への貢献を、そういう人材の育成を本学としての重要な使命だと考えておりますので、学生諸君頑張ってくださいというようなことを、最後に結んでおります。そんな紹介をしております。後でお読みいただければありがたいと思います。

そういうような考え方の一環としまして、ジェトロも今こういうことで環境社会配慮を、今具体的に進めようとしておられますので、私は大変いい、すばらしい方向だと思います。ぜひよいガイドラインをつくっていただきたいと思っております。

では、事務局から資料その他をご紹介ください。

事務局（植田） それでは順を追いまして、お手元の資料の でございます。「案件形成調査に関する環境社会配慮の手続き（修正案）」というところと、それと申請書・調査報告書における「環境社会配慮に関する項目についての記述要領（案）」というところにつきましては、部長の産業技術部の清水部長からご紹介いただけますでしょうか。

清水産業技術部長 お手元に資料が 2 種類ございます。2 つ目の、資料番号では配付資料リストの中のは、右肩に別紙 1 と別紙 2 と書いてございます。私どもの資料のイメージとしましては、 の「案件形成調査に関する環境社会配慮の手続き（修正案）」が全体の紙です。その後ろに、この別紙 1 と別紙 2 が添付されていわゆるガイドラインになるというイメージであります。

この につきましては、一度委員会でもご説明を申し上げましたが、その後、何点か変わっています。それから、別紙 1 と別紙 2 につきましては、以前、公募要領を皆様にお見せいたしました。あの公募要領の中にありました申請書の様式、それから具体的に報告書をどう書くのかという記述要領の中の環境に係る部分を抜き出す形で構成したものです。

ワーキンググループでの議論を振り返りますと、 の文章の中に公募要領とか申請要領をリファーする形で一度案文をつくってみたのですが、それでは、一々公募要領などを見ないと分からないというご指摘があ

りました。そこで、ガイドラインそれだけを見ればわかるように、こういった別紙の形に抜き出したものでございます。

こうした前提で、資料のご説明をさせていただきます。全部を説明すると長くなりますので、特に大きく論点として挙がっていたところを中心にお話をしたいと思います。

最初の「案件形成調査に関する環境社会配慮の手続き（修正案）」は、大きな構造は変わっていません。「 . 手続の対象とする案件形成調査」には、3つの受託事業の名前を挙げております。 . 以下が「手続」で、最初のセクションが前文です。この中で、これまでに議論があって少し直したところは、真ん中あたり、上から5行目でございます。「環境社会配慮調査項目の洗い出しを行い」という表現です。この表現はあちこちに出てまいります。もともと「絞り込み」という表現を使っておりましたが、皆様から「絞り込み」ということではなくて、むしろどういう項目を次の段階の調査でやるのかを「洗い出す」のだろう、というご指摘も受けて修正をしたものでございます。

それから、1 . 以下でございますが、1 . が提案案件の審査、採択段階です。ここも大きく変わっておりません。イ、ロ、ハ、ニ、ホとありますが、提案者が提案時にまず所定のスクリーニング様式を用い、案件が最終的に実施された場合の環境社会影響を検討し、その検討結果を他の書類とともにジェットロ担当部に提出するというところは変わりません。その後、申請書における環境社会配慮に関する項目についての記述要領については、本ガイドライン別紙1参照ということで、別紙1にあります申請書の書き方を見て頂く形になっております。これについては、後でご説明をいたします。

ロ、ハ、ニ、ホのところも、これまでお見せしたものから変わっておりません。担当部がスクリーニング様式の内容をチェックする。それから、総務部の環境審査担当による審査を受ける。公募案件については委員会で検討結果の適否を審査する。それから、採択案件の公示に際し、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会配慮に関する検討結果を案件ごとに明示する。この流れも変わっておりません。

この申請書の段階での環境社会配慮の考慮事項を別紙1に書き出してあります。別紙1をご覧いただけますでしょうか。

別紙1は と に分かれております。これは先ほど申し上げた3つの受託調査のうち、地球環境調査と民生活調査が 、石油調査が という分け方をしております。もともと地球環境調査と民生活調査は様式がほぼ同じでございますが、石油調査の様式が異なっております。受託元も違い、申請書様式が異なっているため、あえて分けた形になっております。

具体的に申請書段階で何を書くのかというのを、2つに分けて書いてございます。

1ページ目をご覧いただければと思いますが、1 . と2 . に分かれておりまして、1 . が「プロジェクトおよび調査概要の書き方」、2 . が「環境社会に関する側面の検討」でございます。基本的な考え方は、この「プロジェクトおよび調査概要」の中で、この提案プロジェクトをなぜ実施しなくてはいけないのか、といった点を明示的に書いてくださいということです。その中に環境社会配慮についても書くべきことを書い

ていただくということでございます。

(1)(2)(3)がございましたけれども、最初の(1)が「プロジェクト提案に至る背景、問題」です。この中に印があり、「プロジェクトの提案に至った背景、調査対象国が抱える問題等について、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる異なる選択肢との比較検討などを可能な範囲内で記述」となっています。これまでいろいろ議論していただきましたが、検討する過程で他の案も考えたのであれば、それについて比較検討してくださいということです。そうすることによって、このプロジェクトが重要なプロジェクト、必要なプロジェクトであることを明確に記述するということです。

それから、(2)が「調査概要、調査項目」です。ここは、かぎ括弧の中に申請書のナンバーが振ってございますが、フォーマットの中で「財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等」を書いてくださいということになっています。これについて、「プロジェクトの実現のために必要な調査および今回の調査におけるスコープ等につき、簡潔に記述」してくださいと書いてございます。

それから、「既存調査の状況・有無」について書いてくださいということが(3)に書いてございます。「当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述」ということです。これはそのまま申請書の様式から抜いておりますので、環境だけではなく、「財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等」という対象項目です。

もう一つの柱が、「環境社会に関する側面の検討」です。ここは、以前、柳委員からのご指摘もあって、再構築をした部分でございます。すなわち、もともとは「環境保全効果」という項目と、「環境社会問題の可能性」という項目が、それぞれ離れた場所にあったのですけれども、これをまとめて「環境社会に関する側面の検討」としたものでございます。

(1)が「環境社会問題の可能性」です。印にございますとおり、「プロジェクトの実施が重要な環境社会問題となる可能性の有無について記入」することになっています。その後、可能性がある場合は、「どのような対応策を検討したかを記述」し、可能性がない場合は、「明確な理由を記述」などとしています。環境社会問題については、JBICに準拠と、具体的に書かせていただきました。

それから、(2)の「環境保全効果」です。ここで公募提案要領の別添5というのは、以前にも満田委員からございましたでしょうか、「地球環境調査の公募提案要領の一番後ろについている分類は何でしょうか」というご指摘があったかと思いますが、それらの分類に該当する場合は具体的な項目番号を書いてくださいということです。こういった環境保全効果がこのプロジェクトにあるのかというプラスの面について、書いていただくという箇所でございます。

申請書の中におきましては、このように大きな2つの項目、「プロジェクト及び調査概要」、それから「環境社会に関する側面の検討」の中に具体的に書いていただくよう、ガイドラインとして示させていただきました。

石油調査に関しても、基本的に同様の構造でございますので、省略させていただきます。

の資料「案件形成調査に関する環境社会配慮の手続き（修正案）」に戻させていただきます。今、ご説明したのが「提案案件の審査・採択段階」でございますが、その後、「案件の契約段階」、「調査の実施段階」、さらに「精査段階」に進んでまいります。これらに関して参照するのが、先ほどの資料の別紙2になります。すなわち、最終的に報告書にどう書いてもらうのか、それを書いてもらうために契約段階では何をチェックするのが、この別紙2に細かく書いてあるという構造にさせていただきます。

「案件の契約段階」でございますけれども、ここは以前お見せしたのから大きく変わっておりません。「ロ」のところに、本ガイドラインの別紙2「調査報告における云々」ということで、別紙2をリファーする形にさせていただきました。

担当部が計画書の提出を求め、担当部がチェックをする。それから確認した上で契約を行う。環境審査担当がその確認に協力し必要な助言を与える。という構造は、これまでもご説明したとおりでございます。

「調査の実施段階」でございますが、ここは具体的な項目を少し書き込んでおります。「イ」と「ロ」は大きく変わっておりません。調査の実施者が具体的に調査するときにはどんなことをするのかということを書かせていただいた項目でございます。4行目に「別紙2に基づき」ということで、別紙2にリファーしている部分が、新しく入れた記述でございます。

それから、「ロ」につきましては、「洗い出し」という言葉に変更しましたが、基本的にはここは「J B I Cのガイドラインを参考とする」ということで、従来からの記述でございます。

「ハ」と「ニ」が今回新しく加えたものでございます。これはワーキンググループでの議論を踏まえた修正でございます。

ここを読み上げさせていただきますと、ハは、「調査の実施者（実施企業）は、可能な範囲内で提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を実施し、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域を明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する」ということです。ここは、従来からステークホルダーとのミーティング、もしくはコンサルテーション、協議などいろいろな表現がございましたが、それを義務化するのもしないのかということに関し、いろいろお話をしてきた点です。私どもは義務化すべきでないと考えておりますし、松本委員からは、やるべきではないかといったご指摘もありました。ここでの書き方は、想定される実施機関があるのであれば、そことコンタクトをして、報告書に書きましょうということなのです。

特に被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダー、これはいろいろなステークホルダーが考えられますが、それをどうやって特定するのか。それから、どのような必要な情報を、どのように集めるのかといった点を記述してもらおうというものでございます。重要な点は、ここで実際の協議を、例えば地域住民と、行うということではなくて、具体的にどういう地域住民がいるのか、そこからどんな形で次の段階で協議をするのか、という点を書くということでございます。

それから、「ニ」につきましても、新しく加えたものでございます。基本的な考え方は先ほど申請書の段

階でお示ししたのと同じでございますけれども、「調査の実施者（実施企業）は、提案プロジェクトの必要性・重要性を明らかにするために、プロジェクトを実施した場合の効果」 従来からプロジェクトを実施した場合と何も実施しなかった場合の比較という議論がございましたけれども、まさにそれを指しています。さらに、「プロジェクトを実施した場合の効果、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる異なる選択肢との比較検討等を可能な範囲で行い、その結果を報告書に記述する」としています。

それから、「ホ」、「ヘ」は従来と同じ考え方でございまして、中間報告時にチェックをするということで。ただし、チェックに際して、別紙2に基づいて調査項目を確認しましょうと書いてございます。それから、環境審査担当が、調査項目をチェックし必要な助言を与えるという点も変わっておりません。

それから、別紙2の説明の前に全部説明してしまいましたが、その後、「調査報告書の精査段階」、それから「調査報告書の公開」がございまして。この部分については基本的に変わっておりませんが、「精査段階」のところの「イ」でございまして、「本ガイドライン別紙2に基づき」と、別紙2の中身にリファーする形にしております。

さて、何度か「別紙2」が出てまいりましたが、別紙2の構造につきまして、もう一つの資料をごらんいただければと思います。

この別紙2は、以前お見せしました公募要領の中に書かれている「調査報告書の書き方」、それを今、細かく書き直しておりますが、その中の環境社会配慮部分を抜き出した形にしております。構造は先ほどの別紙1と様に と に分かれておりまして、 は地球環境調査と民生活調査、 は石油調査という構造になっております。

前段の地球環境調査、民生活調査の部分で説明させていただきますが、中は大きく2つの柱に分かれております。これは先ほどの申請書と同じような構造です。すなわち1つ目が「プロジェクトの背景・必要性」、2つ目が「環境・社会的側面の検討」です。

前者の「プロジェクトの背景・必要性」でございまして、ここには、先ほど少し申し上げましたけれども、「プロジェクトの必要性が第三者に対して明らかな様に、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえ明確に示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる異なる選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述」とあります。この提案プロジェクトが非常に重要なんですよということが分かるように、いわゆるゼロオプション、それから他との比較、こういった点に関し書いていただくことを指示している訳でございます。

2つ目が、「環境・社会的側面の検討」です。ここは大きく4つに分かれております。1つ目は「プロジェクトの実施に伴う環境改善効果」、2つ目が「実施に伴う環境・社会面の影響」、3つ目が「環境関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置」、4つ目が、次のページでございまして、「プロジェクトの実現のために当該国が成すべき事柄」ということでございます。この構造自体は以前から変わっておりませんが、印のところを少し修正しております。

まず2.の全体にかかる形で 印を書いています。「環境・社会的側面について、以下のとおり記述すること」と書いています。その後は先ほどと同じです。「その際」以下には、「現状分析、将来予測、それから実施した場合の効果、それ以外に考えられる選択肢の比較検討等」を書いてくださいということを書きました。(1)は、この 印にあるとおりです。特に目新しい修正をしたものではありません。

それから(2)ですが、ここも「J B I C作成ガイドラインを踏まえて」という点は従来から書いていた点でございますが、文言としては、「環境社会配慮の項目の洗い出しを行い」と修正をかけています。

それから、「なお」以下でございますが、これは先ほどの本文部分と申しますか、資料の に書いた文言を書き込んでおります。正確に申しますと、こちらに書いたものを先ほどのところに持っていったという形になるわけでございます。調査の実施者は可能な範囲で云々ということで、想定される実施機関との協議、それから被影響地域が明確である時の想定されるステークホルダーの特定方法等々について記述するということを書いています。

それから(3)と(4)につきましては、基本的にこれまでと変えておりません。このタイトルについては、ワーキンググループで高梨委員からもご指摘をいただきました。「環境関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置」という表現だとハードルが高過ぎないかというお話です。法規がどんなもので、具体的にそれに対応していくにはどんなことをしなくてはいけないのかという点については従来から報告書に書いていただいておりますので、文言としてはそのまま残させていただきました。もし、更に議論する必要があるれば、議論させていただければと思っております。

(4)もそのまま「プロジェクトの実現のために当該国が成すべき事柄」と書かせていただきました。

ということで、申請書の書き方と、調査レポートの書き方を具体的に記述している文章の中から、環境社会配慮部分につきまして、別紙という形で抜き出して、それを使いながら案件形成調査の中における環境社会配慮の手続を記述するという形で整理をさせていただいたものでございます。

長くなりましたが、私からは以上です。

原科委員長 どうもありがとうございました。次の資料に入る前に、今の部分で何かご質問、簡単なものでございましたら、お願いいたします。

松本委員、どうぞ。

松本委員 確認ですけれども、別紙はこの手続要項と一体のものであるという理解でよろしいということですね。

清水産業技術部長 そういう整理でございます。

原科委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、今度は各委員からメモが出ておりますので、これについて順次ご紹介いたします。

これは、書かれた方に説明していただければいいですか。では、最初に、これは村山委員のメモです。では、簡単にご説明願います。

村山委員 私のメモは箇条書きで、しかも先週の時点ですので、いろいろと既にもう議論になっている部分もありますが、簡単にご紹介をさせていただきます。

全体の構成は、それぞれの案とほぼ同じだと思いますが、1番の審査・採択段階では、公募提案書に求められる事項として、環境社会面の影響の可能性。可能性がある場合には調査の方法。影響が小さくない、あるいは被影響地域が明確であると判断される場合にはステークホルダーの特定と情報収集、それから代替案の検討の方法というものがあるだろうと思います。

それから、審査及び審査会については、担当部から審査会に至る審査の順番と、それから影響の有無について、これは今のご紹介にもありましたけれども、被影響地域が特定されるどうかということも含めて調査内容を検討する必要があるだろうということです。

2番目の契約段階では提出書類と確認内容、これは今お話ししたようなことで、特に確認内容のところでは、影響の大きさとともに被影響地域が明確かどうか、この点についても判断して分類をする必要があるだろうということです。

調査団員の方は、環境社会影響の専門家もやはり含めた方がいいだろうということを挙げています。

3番目の調査実施段階については、調査項目として、ここに挙がっているようなもの。それから2番目の今後の事業化に向けた項目としては、項目の絞り込み 先ほどのご議論ですと、洗い出しということですが、これに加えてある程度、影響の程度もできるだけ検討した方がいいだろうということで、2つ目のポツに挙げています。

それから中間報告段階では、中間段階のチェックをして、問題がある場合は指導するというのを挙げています。

4番目の調査報告の精査段階では、調査内容とそれから審査委員会の役割を挙げています。

フォローアップと情報公開については5番目と6番目に挙げております。特にやはり外部性、第三者的な審査ということも明確にする必要があるだろうということで、審査会の構成も公表するということが加えられています。大体そのようなところです。

原科委員長 今のご説明で何かご質問ありますか。

どうぞ、松本委員。

松本委員 以前の議論の中で、影響がない、あるという2つに分けましょうという議論をしたのですけれども、村山委員のペーパーの中では、影響が小さくない、あるいは被影響地域が明確であると。つまり、この反対側にあるのは、影響が小さい、あるいは被影響地域が明確にならないというものがあり、この2つを分類するというふうに読めます。これは影響が「ある、なし」の「ある」の部分さらに2つに分類するという意味なのでしょうか。それとも、影響が小さいというのは、今までの議論でいうところの影響が「ない」と同じと扱うということなのでしょうか。

村山委員 ある、ないという区分が非常にゼロ、1のイメージがあって、私はちょっとまだそのあたり整

理できていないところがあるんですけども、ある、ないという言い方よりは、小さくない、あるいは小さいという言い方がちょっとすっきりするかなというイメージなんですね。ですから、ある、なしと小さくない、小さいというのはほぼ一緒だという言い方もできるかもしれませんが、ちょっと言い方を変えたという程度というふうに考えていただければと思います。

原科委員長 影響が小さくないというのは、影響がないに近いということで、影響が無視できる程度とか、そんなようなニュアンスですか。

村山委員 小さくないというのが無視できないという意味に近いです。

原科委員長 そうか、小さくないから無視できないということですか。何かちょっと、その表現は難しいですね。どうしたらいいのか。この辺は表現をうまくしないと。無視できないということですね。

あと、それでは、もう一つ。2番目の1の審査・採択段階の2)で、提案書の審査及び審査委員会で、1つ目のポツで上記内容の妥当性についてというところ。矢印がありますね、担当部、環境社会配慮担当、そして矢印、次が環境社会配慮の専門家を含む外部審査委員会と順番にありますけれども、この順番に審査していくということは、外部審査委員会が最後にあるということで、その辺が重要な役割を果たすという、そんな位置づけになりますか。

村山委員 そうですね。やはりジェット口の内部で審査をしたものに対して、外部の方で議論するという順番がいいのかなということがまずありまして、内部の中でも担当部から、審査担当、環境社会配慮担当に流れるというのが自然かなということで、ここでこういう順番にしております。

原科委員長 わかりました。よろしいでしょうか。

それでは、次の資料になります。柳委員、どうぞよろしくお願いいたします。よろしくというのは、どっちが手を挙げられたんですか。では、満田委員、お願いいたします。

満田委員 私の方からは、先日のワーキンググループに、住民協議・ヒアリング実施に関する意見ということで1枚のペーパーを出させていただいております。このタイトルなんですが、住民協議と書いてしまいましたが、ステークホルダー協議ということで訂正させていただきたいと思います。

この内容については、先ほどのワーキンググループの座長の方からのご報告に含まれていたような意見を整理したようなものなので、ここでは説明を割愛させていただきます。ただ、1点だけ強調させていただきたいのは、ステークホルダー協議・ヒアリングの主たる目的としては、やはり情報収集プラス、今後のスコーピングあるいは事業計画をつくっていく、アクションプランなるものをつくっていくのに対して、なるべく早期の段階から被影響住民などのステークホルダーの意見を組み込んでいくためのそういった協議というのもあるかと思ひまして、そこを強調させていただきたいと思います。

以上です。

原科委員長 あと、中身につきましては、このメモをざっと目で追っていただいて、もしわからないことがありましたらご質問ください。

よろしいですか。

それでは、もう一つ、今度はJICAの国際協力専門員、田中委員からのメモがございます。案件形成調査についてということですので、この中身は、きょうは田中委員はご欠席ですので、事務局の方から、藤崎さん、ご説明をお願いします。

事務局（藤崎） 案件形成調査についてというメモが田中委員から出されておりますので、私の方で読み上げさせていただいて、ご紹介いたしたいと思います。

本日開催の第9回ジェットロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会に出席できませんので、これまでの議論を踏まえた上で、下記の意見を提出させていただきます。

1. 案件形成調査としての地球環境調査報告書作成基準。

本作成基準の内容については現在改定案が検討されつつある。作成基準の6.(2)にあるような財務的内部収益率(FIRR)や経済的内部収益率(EIRR)など財務・経済分析の結果概要の記載をすることは、本来長期的的確なフィージビリティ調査を行って初めてできるものとする。したがって、F/Sの報告書との差異を明確化させる意味でも、案件形成の初期段階での調査という性格から、予備的FIRR、予備的EIRRなどの表現にすべきだと思う。

なお、10.プロジェクトの資金調達の見通し、11.円借款要請に向けたアクションプランと課題に関しては、外務省のホームページに掲載されている円借款の迅速化についての内容とあわせて考えると、特にJICA環境社会配慮ガイドラインに示されているカテゴリ-Aの大型インフラ案件などの場合には、迅速化と環境社会配慮を適切に実施していくことはトレードオフの関係にある場合が少なくない。よって、最初の案件形成段階における環境社会配慮の実施はさらに重要性を増しており、調査報告書作成基準に基づき、的確なジェットロ調査が実施されていくことに期待がかけられている。

2. ガイドラインの意義。

これまで、昨年10月下旬に開催された第1回ジェットロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会以来、ガイドラインの理念や意義を含めて協議が続けられてきたと認識している。他の言葉に置きかえてはどうかのご意見も最近出されているが、案件形成調査については上記1.に述べた円借款との連携やJICA開発調査につながる案件となる場合も想定されることから、JICA環境社会配慮ガイドラインとの整合性も踏まえて、ジェットロ環境社会配慮ガイドラインとして策定する必要があると考える。

また、ジェットロとして議論の進捗を随時公開した形式で、本策定委員会を開催している経緯からも、ホームページなどを通じて環境社会配慮にかかわる理念と目的を、広く国民に示す絶好の機会になるものと思う。なお、CSRの扱いについては、ガイドラインの中に入れるのか、別の形でまとめるのかについて議論を続けながら、合意形成を図っていくことが望ましいと考える。

3. 案件形成調査に関する環境社会配慮手続について。

審査採択段階で公募提案書に求められる事項に関し、案件発掘・形成の調査を提案するに当たって、スク

リーニングやスコーピングも含めて提案者が周知していなければならない事項が多々ある。したがって、JICA環境社会配慮ガイドラインでカテゴリーA案件やカテゴリーB案件として示されるようなインフラ案件の発掘形成を提案する際に、特にカテゴリーAの有望な大型インフラ円借款案件について、案件形成調査後の次のステップとしてJICA開発調査を念頭に置いて検討する場合は、JICA環境社会配慮ガイドラインに別紙3として添付されているスクリーニング様式の各項目を参照することが不可欠であると考えます。

例えば、カテゴリーAの大型インフラ案件であれば、提案者はプロジェクトの特性に応じて、調査団員に社会配慮専門家や自然環境専門家などを加えることになるはずである。したがって、スクリーニング様式でカテゴリーA、B、Cに分けることは、環境社会配慮のめり張りを検討する上でも重要であり、「本事業の目的の1つが提案事業の円借款要請・供与の実現であることを踏まえ」これは調査報告書作成基準10.(3)にある表現ですけれども となっていることから、JICA並びにJBICとのガイドラインとの整合性を図る意味からも、カテゴリー分けの議論は再度行うべきであると考えます。

以上でございます。

原科委員長 これに関しては質疑応答というわけにはいかないもので、そういうようなことでございます。

今、お三方のご意見ですけれども、もう一つ、これは横書きのもので、松本委員から公募要綱及びジェット口案と、それから松本委員の提案との比較表がございます。この点はどうか、この辺をちょっとご説明をお願いします。

松本委員 これは余り時間をかける必要はないと思いますが、私も4月27日に自分なりにこうしたらどうでしょうかという議論のたたき台として、提案をさせていただきました。それについて、いろいろ過剰に要求し過ぎではないかというご意見も委員の中から出ています。私としては、公募要綱を読みますと、かなりの部分がカバーされているという理解でした。きょう、清水部長の方からご説明をいただいて、そういう意味では、その辺についてはご理解をいただけたのではないかなと思うんですけれども、一応私の方で、自分の方で提案させていただいたことと、ジェットロの方が出している公募要綱、及び要綱案を比較したものをそこに書かせていただきました。

こうやって比較すると、環境社会面に特化した書き方がされていないだけで、おおよその項目については公募要綱に書かれていることが多いと私は思っています。ただ、先ほど清水部長のお話を聞いて、表現方法はまた後で議論すると思いますが、代替案の検討については、私の理解では個別案件表には、「リスクファクターの存在」で「代替プロジェクトの存在」という程度しか書かれていない。調査作成の方の要項にはいろいろ書いてありますが、公募提案書の段階には余り書かれていないように思えたのですが、これはちょっと先ほどジェットロ側からご説明いただいたものと私のまとめたものが違うようです。

あと、やはりかなり違うかなと思いましたが、環境と社会というのを分けて考えるべきか、環境社会配慮という形で一緒に考えるかというところは、比べてもやはり齟齬が大きいかなというふうに思います。

それから、外部の意見をどのように聞くか、受け入れるかという点についても、これまでの公募要綱ある

いはジェットロ要綱案の中には明記されていないと思います。

そこで、最後にちょっとまとめてみたのですが、本日のジェットロ側からのご説明を伺う前の段階で、案件形成調査ガイドラインについて議論が必要だと、比較をして私自身が思った点ですが、1つ目が環境社会影響の比較を含む複数案・代替案の検討。これについては本日のご説明の中で「異なる選択肢」という表現でありましたけれども、幾つかかなり重要なことが明記されたと思います。ただ、先だっのワーキンググループでも議論になりましたけれども、技術的ないわゆる代替案、あるいは財政経済面の代替案検討については明記されていましたが、環境社会影響について、入手可能な情報に基づく比較ということについては、これまでの公募要綱にも明記はされていなかったもので、このあたりはしっかりと入れる。これまでの公募要綱だけではちょっと不十分かなと私は思いました。

2点目は、ステークホルダーの特定や影響住民からの聞き取り。このあたりについては、今回のジェットロの提案の中でも、それは次のステップであるということになっていますので、この調査自身の中では、それを行うようにはなっていないかった。これも議論の大きなポイント。

3つ目は、審査委員会の役割が、やはりまだかなりイメージが違うかなと。それから環境社会配慮項目の絞り込み、洗い出しについては、これは洗い出しということになったかと思えます。ただ、項目の手順のところではJ B I Cの環境社会配慮ガイドラインをリファードしていますけれども、社会影響ということを見ると、その後に来たJ I C Aのガイドラインの方が可能性のある影響範囲というのを広くとっているということからしますと、私の提案はJ I C Aのガイドラインを参照してみたらどうだろうかとなっています。

また、5番目、情報公開の範囲。これも要約を公開するか全部を公開するかとか、あるいは、審査委員会のメンバーを明らかにするかしらないかとか、幾つか大きな違いがあるかと思えます。

6番目の社会環境と人権への配慮ですけれども、これについても公募要綱の中で、「国によっては債務削減実施等の事情で当面実質的に円借款等の供与が不可能な国もあるのでご注意ください」と書かれていて、このあたりでODA大綱を読むというふうにご説明を頂きました。しかし、こういった点については、やはり基本方針、あるいはもう少し大きなところで書き込む必要があると思いました。

また、ガイドラインの遵守及び法的位置づけについては、清水部長も議論のポイントとして挙げられました。きょうの委員長の方からワーキンググループの報告として出ていましたけれども、どのぐらいの位置づけになるのかという議論が必要かなと思います。

最後は、我々はこの委員会としてやるものは、ガイドライン案づくりなのか、提言づくりなのかということもありますけれども、少なくともガイドライン案を超えて経済産業省への提言を行ったり、あるいはジェットロの体制について提言を行ったりというようなことは必要であって、これはなかなかジェットロの事務局側からは出にくいところもあると思いますので、委員の中でしっかり議論する必要があると思いました。

以上、手短に。

原科委員長 ありがとうございます。今の資料に関しまして、簡単な質問はございますでしょうか。内

容の確認にかかわるような質問がございましたら、お願いいたします。

清水部長。

清水産業技術部長 資料には、前回のワーキンググループを踏まえて修正した部分があり、そういう意味では、今日、初めて皆様にお示ししております。先ほど松本委員からもお話があったリスクファクターのところの書き方なども少し修正をかけておりますので、そのあたりは議論の中で、どう直したかというお話を個別にさせていただければと思います。

原科委員長 感触としては大分方向がそろってきたなという印象を持っております。

それでは、今、この対照表も、前はジェット口案というのはかなりブランクがあったんですが、実はほかの部分にいろいろ書いてあったりとか、そういうものを整理していただきましたので、両方同じようにいろいろ字が埋まっておりまして、それぞれ十分こういった事項に関しまして触れているということがわかりただけだと思います。多分、中身の整合性のチェックはまだ必要ですけれども、おおむねそれぞれこういった事項に対して配慮していると。

ただ、私が一番気になるのは、審査委員会の位置づけをもうちょっとクリアにした方がいいのかなという感じを、私は持ちます。それから、情報公開とか、その後のことに関してももう少し詰めた方がいいかなと思いました。

さて、もう一つ資料、私きょう追加したものがございまして、「ジェット口環境社会配慮ガイドライン（案）」というのですが、これは今ここまで説明するとこんがらがっちゃうので、ちょっとストップしますか。これはむしろ、この2つの案を1つにマージしたらどうなるかなというイメージをつくってみたいわけです。余り時間がないので短時間でやりましたから、完全なものではありませんけれども、こんなふうにまとめて1つの案を研究会として提案してはいかがでしょうかという、そういうことでございますので、後ほどこれはまたご紹介したいと思います。

ここまでの部分で議論に入りたいと思います。そうしますと、どういう流れがよろしいですか。最後の松本委員が示された対照表を見ながら、少し議論をいたしましょうか。あるいはジェット口案ベースに。

清水産業技術部長 直した部分もありますので、松本委員がつくってくださいました……

原科委員長 むしろ、清水部長から直した部分の説明をした後に。

清水産業技術部長 比較表の中で、ある程度の対応が済んでいる箇所、それから若干意見が違う箇所の確認をさせていただいた方が話を進めやすいかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

原科委員長 はい、わかりました。では、清水さんがおっしゃるような形で進めましょう。

清水産業技術部長 松本委員がつくってくださいました横表は、大変よくまとめていただいておりますので、どこが論点で、どういう書き方をそれぞれがしているのかが分ります。最初の公募提案書のところでは、から まで書いていただいておりますけれども、1つずつ見ていきます。 については、これは私どもも書いておりますので、問題ないかと思えます。

についても、基本的には書いてあると思うのですが、申請書段階なので、どこまで書けるのかという点が我々としてはクエスチョンマークです。程度問題なのかとも思っております。いずれにしても、私どもも調査のスコープ、項目、手法などについては書いていただくようにしていますので、ほぼ同じ内容かと思っております。

の「既に代替案が検討がなされている場合は」という点でございますけれども、これに関しては、今回表現ぶりを、先ほどもご紹介させていただいたように、「提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる異なる選択肢の比較検討などを可能な範囲で記述」するとしています。従って、ここも対応ができているかと思っております。

はもう削られております。のステークホルダーのところにつきましては、今日ご紹介させていただいたところでございます。表現ぶりについてはまた細かい議論があろうかと思えます。私どもの基本的な考え方は、先ほど松本委員もおっしゃいましたが、次のステップでフォローをちゃんとやってくださいということです。したがって、ステークホルダーと話をするための前提条件を、この調査段階では書いてくださいというのが基本的な考え方です。ステークホルダーの特定であるとか、具体的な情報収集の内容とか、その方法について、最終的な報告書の中で書いていただくことでございますので、この段階でステークホルダー協議をマストのように書くと、ちょっと書き過ぎかなと考えております。

それから、でございますけれども、ここは環境社会問題の可能性がない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に即して、その明確な理由を書いてくださいということになっており、既にカバーされているかと考えております。

原科委員長 ちょっと確認しましょう。というご説明でございますが、いかがでしょうか。

松本委員 今回お配りいただいた別紙ですけれども、冒頭に「環境社会配慮の手続について以下の点を踏まえて」と書かれています。今までの要綱では、必ずしも環境社会面での調査をどのくらい書くのかということは、特定されていなかったと理解しています。その意味では、これらを環境社会面での調査を意識して書いてほしい。つまり可能と考えられる異なる選択肢との比較検討も、今回いただいた別紙1の意図は、私の方で提案させていただいているような環境社会面での影響の比較というものに言及されているという理解でよろしいですか。

清水産業技術部長 このガイドラインはまさに環境社会配慮のガイドラインですが、申請書や調査報告書は環境社会の影響評価書ではありませんから、その他の経済的な側面など様々なことを書きます。その中から環境社会部分について抜き出したということでございます。

今、個表についてはまだ修正中です。もし、修正案があった方が、話がしやすいということであれば、あくまでも暫定案ということでございますけれども、この個別案件表、つまり申請書の案と調査報告書の作成基準の案を、お見せ出来ますが、いかがでございますでしょうか。抜き出した部分だけ見ているとわかりにくいかもしれないという気もいたしますので。

原科委員長 どうですか。

松本委員 これは結局進め方の問題にもなって、まだ根本的に議論が必要な点が。

原科委員長 私が一つ気になりますのは、これ。ですから、基本的考え方はやっぱりきちっと整理した方がいいと思いますね。そういう意味で、私はガイドライン案をつくってみたんですけども。

その基本的考え方のところで、環境社会に関する側面の検討、環境社会へ配慮の範囲、スコープをどう考えるかという、これはJ B I Cのガイドラインを参照するよというございますけれども、私はこれからJ I C A、J B I Cになってまいりますので、しかもこれまでの議論では案件形成段階の次は、基本的な考え方としてはJ I C Aの開発調査につながる、そしてその次にJ B I Cとそういう流れかと思いましたが、やはりこの段階ではJ I C Aの案を参考にした方が、より次の段階のつながりがいいと思うんですね。だから、J B I Cということよりも、むしろこの段階ではJ I C Aの方と整合性を図るようにした方がいいんじゃないかと思えますけれども、その辺をまず確認したいと思えますが、いかがでしょうか。一遍にJ B I Cに飛んじゃうのはちょっと飛び過ぎると思います。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 ちょっと全体的な鳥瞰図的に見た場合に今議論していることの位置づけについての疑問です。事業案件というのは具体的には日本以外の国、当該国で行われるとですので、その影響も当該国にあるわけです。当該国とは多分おおむね途上国を対象にしていると思えます。ガイドラインの議論の中で、途上国のオーナーシップとかリプレゼンテーションという視点は全くなくていいのかという疑問が1つ出てきました。一切今まで出てきていない。

すなわち、J B I C、J I C A、あるいは国際機関の援助機関においては、必ず最初に、例えばJ I C AとかJ B I C、At the request of the Government（当該国政府の要請に基づいて）とか、それから国際機関においては、In response to the Government's requestとか、いわゆる相手国からの要請を前提として、それに対応して事業案件活動入っていくわけです。この冒頭に何を前提としているのかはJETROのガイドラインを考えると結構重要な論点だと思うんですね。冒頭に何があるかで、J B I Cのガイドライン、J I C Aのガイドライン、あるいはジェットロ独自のガイドラインは基本的な性格が異なるのではという感じがしています。すなわち実際に案件が形成され、事業が実現する時に、そのオーナーシップは誰かということとはガイドラインの中身を規定する上で大切だと思います。案件形成の支援では、多分、円借款が入って、そのパートナーは向こうの公共事業体であることが多い。あるいは民活ということにおいては、こちらもプライベートセクター、向こうもプライベートセクターのジョイントでやるプライベートセクターの案件もあり得ると思います。今後、多分そういう案件がインフラでもふえてくると思うんですけども、そういうことを想定した上で、全体を整理しないと、何か不自然だなという気が、私はちょっと感じております。

意味わかりますか。JETROがいろいろと支援を行った先で、実際に事業を行う主体というもの、そこは誰なんですかというところを曖昧にして、JETROの活動のみについて、我々はぎりぎり議論しているだけで

良いのかとの自問自答です。支援事業が実際に動くことがJETROの目的ですが、実現に至ったときにはだれがオーナーシップで、環境社会配慮の責任を誰がとるのかということです。そういうことであるとすると、やっぱり最初に将来事業主体となる者のリプレゼンテーションなり、責任の範囲などについて何かの冒頭句があっても良いのではないかと思います。あまり整理されていない発言ですが、私にそういう疑問が出てきたということです。

原科委員長 今の点はどうでしょうか。それが明確でない段階なので、余りそれに触れられないという考え方で当然まいりましたけれども、清水部長、どうなんでしょうか。

清水産業技術部長 この制度は、相当前段階が対象で、要請があつて行うものではなく、民間企業の方の発意をもって案件を発掘する制度です。したがって、実際に調査案件すべてがプロジェクトにつながるものではないというお話は、これまでも委員会の中でしてまいりました。

したがって、オーナーシップについても、ある程度想定はしつつも、確約出来るものではないという前提で、ガイドラインをつくらなければいけないということです。

ですから、以前、吉田委員がおっしゃっていましたが、このガイドラインを策定したときに守らなかったらどうなるのかという議論がありました。つまり、プロジェクトにならなくても問題にはならないし、そういう意味では、JICA、JBICの環境審査で行うプロセスとは相当違うステップにあるということかと思っております。

そのように考えたときに、この調査の中でオーナーシップの議論ができるかということ、私は難しいのではないかと考えています。想定している事業主体はあつても、それを前提にして書き込むということではできないと思います。

吉田委員 ということは、情報公開においても、まさに我々だけの情報であつて、先方には一切伝えないと。

原科委員長 そういうことではないですね。その後のことがありますから、伝えるということになると思いますけれども、先方の、どんな主体がいるかわからないので、余り先方の主体の特性には左右されないということだと思います。むしろ私は、今、吉田先生がおっしゃったようなことで言いますと、それこそ日本政府の方針がきちっと貫徹しなきゃいけないので、やはりJICAのさっきのガイドラインの項目がちょうど次の段階で使えるケースが多いと思いますので、そういう意味でJBICよりはJICAのガイドラインの項目を参照した方がいいと申し上げました。

それと、松本委員から、むしろ中身の問題でおっしゃっていましたが、手続的にも私はJICAの方を参照した方がいいと思います。

満田委員も手が挙がっておりました。どうぞ。

満田委員 これからの議論の進め方のご提案なんですけど、ちょうど松本委員が比較表を出していただきまして、その一番最後に議論が必要だと考えられる事項というものが9点ございます。このうち、そのガイド

ラインの内容に係るものは7番までだと思っております。それから、今、原科委員長のガイドライン案という私案を拝見したのですが、ちょうど松本委員のその7項目と委員長の私案の基本方針のところですが、基本的な考え方のところは、项目的には共通しているのかなと考えておりますので、もし差し支えなければ、このまず基本方針を固めて、それから手続、各審査段階ですとか、調査の実施の段階ですとか、そういった手続の話の話を詰めていった方が効率的にいくのではないのでしょうか。

原科委員長 今のご提案ですが、わかりました。私もそれが一ついいと思います。その前に、まず中身に対して清水部長から確認したいというご提案でしたので、まずこれを、例えば審査・採択段階についてはちょっと確認して、そして基本的考え方に戻るといいうように進めていくというのもあると思いますが、いかがでしょうか。審査・採択段階に対しては、今、対応表を確認した方がいいと思います。どうでしょうか。

清水産業技術部長 松本委員につくっていただいたメモの中で、どこが対応が進んでいて、どこがもう少し議論する必要があるのかというのをチェックした方が・・・。

原科委員長 そうしておく、次の議論がしやすいのではないかと。

清水産業技術部長 議論がしやすいのではないかと思います。

原科委員長 それでは、1番目の審査採択段階の公募提案書に求められる環境社会配慮事項に関しては今のようなことでございました。

次は、公募提案書の審査基準のところをちょっとご説明ください。

清水産業技術部長 2つ目のかたまりの公募提案書の審査基準のところについては、特に大きな違いはないかと思いますが、右側のコメントのところを書いてある点は確認をする必要があるかと思いますが、と申しますのは、スクリーニング様式のチェックだけでは不十分ではないか、との記述がございますけれども、スクリーニング様式は基本的に環境社会影響に対する配慮をする必要がある、なしのチェックをするということでございますので、私は、これだけで判断できると考えているところです。要は、「必要なし」という案件は、例えば、以前も申し上げましたが、人材育成計画をつくるなどの案件です。そういう環境社会影響配慮をする必要はないという案件をスクリーニング様式ではじくわけでございますので、これだけで十分ではないかと考えております。

それから、要綱で応募を遠慮してほしい案件を審査基準として、ガイドラインに書き込んでいくということですが、これはこれ以上なかなか書きにくいのではと考えます。技術的にも書きにくいと思っております。例えば、「何人以上の住民移転が想定されるものは駄目」などと定量的に書けるかということ、実際には難しいことだと思っております、ここは今の書き方にしたいと考えています。

それから、他の項目も申し上げてよろしゅうございますか。

原科委員長 そうですね。これを比較対照表に基づいて、内容についてご説明いただいて、その段階でちょっとブレイクをとりましょう。では、お願いいたします。

清水産業技術部長 それから、審査の方法でございますけれども、これにつきましては、私ども担当部が

チェックをして、その後、環境審査担当がチェックを行うというスタイルでございます。また、審査の段階では、適宜、外部からの意見、情報収集、これはJICA、JBIC、さらにジェットロの海外オフィス、こういったところからの情報収集ですが、をしておりますので、ここについては、多分それほど中身に関して齟齬はないのかなと思っております。

原科委員長 1つだけ質問いいですか。

環境社会審査担当、同じ言葉ですけれども、これは松本委員から、これは新設してそこが審査を行うという表現になっておりますけれども、そういうような中身と考えるとよろしいですか。

清水産業技術部長 これはちょっと質問すべき点だと思っていました。環境審査担当がチェックしますという意味は、今は「環境審査担当」ではないけれども、今いる方を念頭においてチェックしていただく体制提案を申し上げました。それを新設と呼ぶのであれば、おっしゃるとおりです。

原科委員長 どうぞ、続けてください。

清水産業技術部長 それから、審査委員会でございます。ここはジェットロ内部の検討結果の適否を審査するというところでございますが、以前ワーキンググループでも議論いたしましたけれども、単に形式チェックということではなく、むしろ中身を議論していただく場ということ。従って、審査委員会の位置づけ、考え方というものは共有できているかと思っております。

ただ、メンバー構成に関しましては、環境と社会それぞれ1人ずつということではなくて、環境社会配慮についてご専門の方を我々入れたつもりでございます。1名1名ということではなくて、合わせて1名という考え方でございます。

原科委員長 各1名じゃなくて、合わせて1名。

清水産業技術部長 はい。これは以前、松本委員からのペーパーでも、最終的には両方ご担当ということでもよろしいのではないかというお話がございました。そういう意味でも、そんなにずれていないのかなと我々考えているところでございます。

原科委員長 ここはちょっとポイントになると思いますね。では、後で議論しましょう。

それでは、第1段階のところはそういうことでよろしいでしょうか。

では、2番目の契約段階。

清水産業技術部長 契約段階、これは同じだと思っております。実施計画書と詳細な実施計画書というワーディングの違いはございますけれども、基本的には同じだと思っております。確認内容も同じではないかと考えております。

原科委員長 では3番目。調査実施段階。

清水産業技術部長 調査実施段階の調査団員のところでございます。現在、私どもは経済・財務分析と環境社会配慮分析の兼任は原則として認めていません。それから、必要に応じて環境社会配慮を専門とする人も派遣するということになっております。

したがって、考え方としては同じだと思いますが、環境と社会をそれぞれ分けて、1人ずつ置きなさいとか、さらにコメントのところにございますが、「必ず派遣する」というところまで義務化するのは、私は適当ではないと考えております。もし、調査実施主体が担当を分けた方がいいということであれば、分けて置かれればいいと思いますけれども、それを義務化することは適当ではないと思います。全体の調査予算枠の中で、日本から環境配慮の方、社会配慮の方をわざわざ派遣するのかと考えても、必ずしもそれを義務づけることは適当だとは思いません。

例えば、前に藤崎さんから話がありましたけれども、社会配慮について、もし必要であれば、現地でどなたかを雇うといったことも出来るでしょうし、必ずしも調査団メンバーである必要はないのではといった論点も含めて、ここは実態を考えた方がいいのではないかという考えでございます。

原科委員長 そういう意味ではジェット口は派遣ですけれども、松本委員は配置などで、派遣でなくてもいいのかもしれないね。

清水産業技術部長 2つ目のコメントに必ず派遣すべきとあります。

原科委員長 必ず派遣ということで、そういうことで調査とは……

清水産業技術部長 調査に行くということだと思うのですが、それを義務化するのはどうかなと思っております。

原科委員長 はい、どうぞ。

松本委員 コメントのところでは書いているのは、もし「必要に応じ派遣する」にするのであれば、どういう案件は必ず派遣するのかを明示しなければいけないのではないかと思います。「必要に応じ」というのは、JICAで言えばカテゴリーBに相当するようなものは「必要に応じ」ということになっていますけれども、カテゴリーAは必ず派遣しましょうということになっています。したがって、もし「必要に応じ」ということであるとすれば、必ず派遣する案件の特質について明記しないとイケないというのが私のコメントです。

清水産業技術部長 それを定義できるかという話だと思います。実際に日本から派遣しなくてはいけないという必然性があるかどうかは、多分ケース・バイ・ケースでしか分らないと思います。ここについては若干議論が必要かと思えます。

原科委員長 そうですね、議論が必要かと思えます。では、中間報告時をひとつお願いします。

清水産業技術部長 中間報告でございますが、これについては、以前にもご説明申し上げましたが、スケジュール管理も含めて、どういう進捗状況にあるのか、次に何をするのか、を確認しているということです。従って、ここで、大きな追加調査とか、調査内容の変更というのは、進捗状況いかんではございますけれども、どこまで出来るのかと考えます。ここまでガイドラインに書くのは実態上余り意味がないし、書くことはできないだろうと考えております。

もちろん、形式上、我々は中間報告で、余りに進捗が遅いとか、当初契約の中の実施計画をみて、今のよ

うな段階では、報告書ができる状況にないではないかという時には、それなりの加速を求める、もしくは計画の変更を求めるということになります。けれども、それは今の我々の書き方で十分ではないかと考えております。

それから、「外部意見」でございますが、これは私どもだけではなくて、ジェットロ全体でどのように運営するかというお話でございますので、私どもとしては、単独ではお答えしにくい部分です。

原科委員長 記述は無しですけれども、こういう対応はするということですね、今は書いていないけれども。

清水産業技術部長 一般的に何らかの情報の提供があれば、それを反映させていくということは、これまでしておりますし、当然していくことかと思えます。

原科委員長 対応方法の記述が、このあたりはまだ担保できない。

清水産業技術部長 これはオール・ジェットロの話でございますので、我々だけでお答えするわけにはいかない項目ということですよ。

原科委員長 それでは、次、4番目、調査報告書の精査段階をご説明ください。

清水産業技術部長 ここもいろいろ細かくございますけれども、項目の中の1つ目の「文献」については、具体的に書いていただくことになっていきます。それをここまで、例えば、「自然環境及び生態に関するベースラインデータ」など書くかどうかという書き方の問題かと思っています。我々もきちんと調査していただくという観点から、引用された文献、使った文献については書いていただくことは当然だと考えております。

それから、「ステークホルダー」のところでございます。仮に協議などを行った場合、ただし、我々は協議などは次の段階で行うので、調査段階では「ステークホルダーの特定をすべし」と書いていますが、仮に予備的にでも協議などを行った場合には当然書かれるものと想定しておりますが、そもそも協議などを義務づけることをしておりませんので、これは書く必要はないと思っています。

それから の「代替案」のところは、ワーディングはいろいろございましたが、対応は進んでいるかと思っております。

それから の「今後必要な調査内容」のところでございますが、事業化に向けて当該国で法制度上必要な云々ということですよ、これは既に入っております。

それから、その次の「環境アセス」に係る部分についても、既にこうした表現は入っておりますので、対応済みかと思えます。

最後のところで、「主なチェック事項に直接回答する必要はない」とまで書くかどうかというところは、悩ましいところですが、我々としては「考え方としては洗い出しなんですよ」ということで十分ではないかと思えます。

確かに、以前、満田委員からもご指摘があったように、余りはっきりしていない事を報告書に書いている

ことがミスリーディングであるという、ご懸念のお声もあったわけですが、書ける部分でも書くのをあえて止める必要まであるかということです。主目的としては「洗い出し」であるとし、それを超えて書かれる分には否定する必要もないと我々は考えているところでございます。

原科委員長 最後のこのページですね、今度は。

清水産業技術部長 「審査内容」です。

原科委員長 審査内容ですね、お願いします。

清水産業技術部長 これは、調査報告書に必要な事項が書かれているかどうかをチェックしていくということです。趣旨は同じかと思っています。

それから「審査結果の反映」というところでございます。これも、どの程度のものについて修正なり書き直しを求めるかということです。契約書上は瑕疵担保条項がございますので、その中で仮に契約上求めていたことが出来ていないのであれば、自費で修正していただくということです。ただ、これも程度問題だと思っていて、「この項目が1つ抜けているから全部やり直せ」という話には多分ならないと思います。調査レポートの出来がここはちょっと悪いんじゃないかというようなお話であった場合に、すべてをもう一回やり直せというのは現実問題として難しいかと思えます。従って、考え方は同様かと思っております。

それから「審査委員会」のところですか。これは、具体的に最終報告書をもう一度審査委員会にかけるというご趣旨かと思えますが、今、私ども手続上そういう形をとっておりません。事務局がチェックをし、具体的にガイドラインの中で書くべきとされているものが書かれているかどうかをチェックすることにしております。

今回、議論のプロセスの中で、それについて環境審査担当のところではチェックをするというチェックメカニズムを入れました。そういった形で私どもも対応することが可能かと思っております。仮に担当レベルが見て、これでいいのかとか、ここはもう少し書いた方がいいのかという疑問が生じた場合には、海外オフィスであったり関係機関にアドバイスを求めるという形は、通常のチェックプロセスの中でありますので、それをあえてここに書く必要はないだろうと考えております。

5番目の「フォローアップ」でございますが、これもフォローアップ調査の位置づけとは何だという議論をこれまで何度かさせていただいたところでございます。

フォローアップについてはもともと経済産業省の仕様書の中にもございますので、仕様にある限りはやっていきます。ただし、フォローアップの目的が、事業全体を良くしていくというもので、具体的にどういう調査レポートが提出されたか、その後、円借款につながった案件はどれくらいあるかといった点のフォローアップでございます。従って、そうした制度全体をフォローアップする中で、どこまで細かく環境社会配慮の部分が見えるかということかと思っております。それから……

原科委員長 1つには、情報公開です。

清水産業技術部長 「情報公開」については以前お話し申し上げましたとおり、私どものホームページの

上に概要版、それから日本語の報告書についてはジェット口の図書館にオープンにしています。これについては、まだ余り細かい議論をワーキンググループでもしておりませんので、もう少し細かい議論をする必要があるかと思いますが、今の我々のスタンスは、今以上の情報を出すということは考えておりません。これはコスト、それから手間ということです。

以前、委員会で一度申し上げましたが、情報公開をする義務、といったら少し言い過ぎかもしれませんが、私どもはそこまで契約の中で求められておりません。契約の中では、報告書を経産省に納めて終わりです。逆に報告書の中身については勝手にオープンしないという契約でございます。ただ、やはりこういった調査でございますので、皆さんに公開する方がいいだろうということで、ある種ボランティアに私どもジェット口のサーバーの中に概要版をオープンにするとともに、ジェット口の図書館に置いているということです。

これはコストがかかりますが、契約の中では明示的にお金を取っておりません。これ以上やるということになると、別のサーバーを契約して、そこに受託調査については載せるということをしてざるを得ないと思っております。果たしてそういうコストを経産省が認めてくれるかどうかという話になってくるかと思えます。

原科委員長 要するに経産省に対するリクエストということはありませんね。

清水産業技術部長 ありませんが、認めてくれなければ我々は一切もうやめるということです。

原科委員長 研究会としては、そういう提案はすることはあり得るということですね。今のところはそういうことです。

清水産業技術部長 いずれにしても、今のジェット口のボランティアな協力をさらにふやすということは、コスト面、それから手間を考えると、出来ないと考えております。

原科委員長 では、7番目、審査担当と書いてあります。

清水産業技術部長 これは多分同じだと思います。

原科委員長 同じですか。わかりました。

それでは、ひととおり対応関係をご説明いただきましたので、今のご説明に関して簡単な質問がございましたら、お願いいたします。

もしないようでしたら、休憩をとりましょうか。はい、じゃ休憩をとって、休憩後も議論いたします。では、10分ほど休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時40分再開

原科委員長 始めましょう。時間がちょうど10分ほど過ぎましたので、再開いたします。

それでは、今、対応表に対して清水部長からご説明いただきまして、大きな流れと申しますか、大きな枠組みとしてはだんだん歩調が合ってきたような印象を受けました。

はい。

清水産業技術部長 最後に「審査担当のところは同じです」と申し上げたのですが、そうではありません

でした。大変失礼いたしました。私どもは審査とか進捗管理を事業担当部で行います。それを環境審査担当のところではチェックをするというメカニズムをご提案しています。そこは松本委員の書かれている審査・進捗管理は事業担当部以外で行うという考え方と認識が少し違うということになります。

原科委員長 違うの。では、これまた議論したらいいですね。わかりました、全く同じではないということでした。

では、対応表はこんなことになりまして、今の件では何かご質問がございましたら、よろしいですか。では、論点でいきましょう。

これに入る前に、ちょっと私の方で用意した資料も簡単にご説明いたします。では、最後の資料、「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン（案）」でございます。

これは、これまでの議論を踏まえまして、まずガイドライン全体で、そういった名前がいいだろうという、これは田中委員からも意見がございましたけれども、いろいろ議論してまいりました。結局、ガイドラインという名前で、基本的に従来どおりにいった方がいいのかなという感じを私は持りましたので、こうしました。

第 部が基本的事項ということで、これは基本的な考え方を述べるということです。それは、1つは基本理念、それからこのガイドラインの目的、これは、順番は1と2は逆かもしれないですけども、3番目に用語の定義と、こんなふうになるかと思えます。

基本理念に相当する部分は、むしろジェットロの方から用意していただきましたものがございますので、ああいうものを使いたいと思います。この辺は時間がなかったので入れておりませんが、一応こんな目次構成だということをごらんいただきたいと思えます。それから、用語の定義はやはり早目にしておいた方がいいと思えます。これはJICA等のガイドラインでもそのような形をとりました。

それから第 部は、これはCSRで議論してまいりましたが、貿易・投資促進事業における環境社会配慮ということで、基本的な考え方という部分と、それから2番目の具体的な手続の部分というように分けております。基本的な考え方はこれに書いてあるような、これもざっと目次立て、こんなぐらいかなということでございまして、余り詳しくは書きませんでした。

むしろワーキンググループで私がずっと議論してまいりました、案件形成調査事業における環境社会配慮、これが第 部になります。これも、ですから大きなポイント、1つは1番で基本的な考え方、これが2ページです。これが2ページから3ページ、4ページまでありまして、5ページに案件形成調査手続ということで書いております。これは相当いろいろ書かなきゃいけない、時間切れということで、審査・採択段階のものについてはここで一部書いておりますが、あと2番目に契約段階、これは6ページになりますが、3番目に調査実施段階、4)で調査報告書の精査段階、これはジェットロの示していただいた順番になりますけれども、そういうようなことで書いていくことになるだろうということでございます。

中身は、ジェットロの用意されたものと松本委員が用意されたもの、そういうものを使いまして、編集した

ような感じですが、それから、この委員会でいろいろ議論してきましたこと、特に満田委員から協議の問題等の指摘もございました。そういったものとかいろいろ、それは複数案検討の問題ですね、そういうのも含めて、大体こんな流れになるかなということで、整理したものでございます。

ということで、大きなポイントは、第 部のところは手続だけではなくて、2つに分けて、基本的な考え方をまず書いた上で手続に入った方がいいだろうということです。これは前から議論しているように、私も申してまいりましたけれども、やはりこれは、こういう環境社会配慮に対する規範といいますかそれを示すものですから、基本的な考え方を書くことが必要だろうと思います。この中身に関しましては、さっきのようなことから、コピー・アンド・ペースト的なところがありますけれども、文言を少しいじってつくっております。

ということで、ここに出ている項目は、松本委員が今の対照表の最後のページ、5ページに書きました、議論が必要だと考えられる事項ということとほぼ対応しております。ほぼ対応しているというか、松本委員のを見ながらこれをつくっていますから、対応しなきゃおかしいかもしれませんが、そんなことでございます。ということで、ただ、松本委員も、これまでの皆さんの議論を踏まえてまとめていただいておりますから、基本的には研究会での議論を踏まえて、こういった論点がだんだん絞られてきたと考えた方がよろしいかと思えます。

ですから、この部分について議論するのは、私がこれを途中まで作業しましたけれども、基本的な考え方というところもきちんと書けると思えます。ざっとご紹介いたしました。

ということで、中身については、むしろ戻りまして、松本委員が整理された対照表の5ページの下半分、議論が必要だと考えられる事項、この論点に従って議論してまいりましょうか。どうでしょうか、岡崎委員。

岡崎委員 個別の項目に入る前に、1点問題提起したいのは、私はガイドラインという言葉の使用に由来からこだわってきたんですが、本当にいいのかどうか。しかし、それはその性格をきちんと書き表すことで、ガイドラインにもさまざまなものがあるということでいいんだろうと思うんですが、やはりジェットロとJ B I C、J I C Aのガイドラインを見比べた場合に、ジェットロはこれから、今まさに議論しているわけですが、J B I CのガイドラインもJ I C Aのガイドラインも、コンプライアンスのメカニズムを組み込んでいるという特徴があるわけですね。すなわち、ガイドラインの対象となっている事業を行う際に、それが遵守されていないとなった場合には、異議申し立てをするという制度が中に組み込まれているということがあります。この考え方が、ジェットロのガイドラインにどこまで導入できるのかということを考えておいた方がいいと思えます。

と言いますのは、ジェットロの、今我々が議論しているのは、あくまでも対象は調査であります。先ほど清水部長のお話の中でも、義務化すべきかすべきじゃないかと、ここは私はすごく重要なところだと思っております。つまり、もしその義務化を求めてしまえば、義務を、オブリゲーションを果たせなければ、それはガイドラインを果たしていないということになってしまうわけですね。そうなった場合にはどういうことを

するのかと。やはりガイドラインという名前を使う以上は、ある程度ジェットロを拘束するものになるわけですから、慎重な書き方にしておかないと、やらなければならない、こういうことを、そこは何と申しますか、最低限のものにとどめて、かつ調査に当たって望ましい、やるべき、しかし実際に調査してみないとわからないことというのは幾らでもあるわけですから、そのときに求めているものを満たしていないからといって、ガイドラインで求めているものをこの調査は満たしていないというようなことになってしまうと、これはやはり実際に作業される民間企業の方々からすると、かなり厳しいものになってしまう。

というのは、ある程度、ふだんの仕事を通じて情報は収集、入手されていらっしゃると思いますけれども、やはり現地に行ってみないとわからないことというのはたくさんあるわけですね。ですから、その結果として、持ち込まれる成果物というのは、ガイドラインから照らし合わせてみると、すべての項目が義務化の対象というような形で書かれてしまうと、ギャップがあった場合にはどうするのかということになりかねないので、項目として書くことについての議論は、これから皆さんでやるわけですが、どこまでのことをこのガイドラインで求めるのかと、わかりやすくいうと動詞の使い方ですよね。「やらなければならない」というふうを書くのか、「望ましい」と書くのか、項目の後にですね。述語のところをどう書くかというのがポイントの1つではないかなと思います。

原科委員長 そうですね、おっしゃるとおりだと思います。そういう意味で、私もこのマージしたような案をつくりましたけれども、その辺の表現を確認しながら、今おっしゃった方針がきちんと反映されるようにしたいと思います。

それでは、どうしますか。これは松本委員の資料の5ページか、あるいは私が用意しました、マージした案の2ページ、基本的な考え方、両方を見ながらがいいですね。一応文言がありますから、この2ページの方からいきましょうか。

では、2ページの基本的な考え方というところをごらんいただきたいと思います。第 部、私が用意しましたものです。タイトルは、「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン」ということでよろしいでしょうか。今おっしゃったように、中身の書き方に相当注意してお話ししましょう。

第 部、案件形成調査事業における環境社会配慮というところですね。2ページになります。1番目が基本的な考え方、これが2ページから4ページにわたって書いてあります。1)が前提、2)が基本方針としてあります。3)以降、より詳しく書いてありますが、1)の前提でございます。この前提に関して、先ほども吉田委員からご意見がございましたように、この辺をきちっとしておかないといけないということでございますが、これまでの議論、特にこの部分はジェットロの書いたものをベースにして書いたつもりですが、第 部「ここ」において示される環境社会配慮は、経済産業省から受託の「地球環境・プラント活性化事業等調査」、「開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査」、「石油資源開発等支援調査」事業の3つと、その他、ジェットロが関与・支援を行う案件形成調査を対象とする、そんなようなことを書けばいいかなと思います。

つまり、当面はこの3つでございますが、基本的にはこれは新しい事業が、同じ趣旨のものが生まれた場合に対応できるようにした方がいいと思って、こういう書き方をしております。

その次です。「ジェットロ案件形成調査は、あくまでも案件発掘段階という意味決定の最も早い段階において実施されるものである。すなわち、本調査実施後にフィージビリティ調査など次の段階の調査が実施されることを想定している。従って、ジェットロ案件形成調査段階における環境社会配慮調査は予備的なものであり、その主目的は、次の段階で行われる調査において必要とされる環境社会調査項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を報告書に明確に記述することである。その成果は事業化に向けたアクションプランに組み込まれるべきものである」。アンダーラインを引きましたところは、これまでの議論で新しく出てきたというか確認すべきところだということによって引いておまして、特にフィージビリティ調査ということ、どっちが見るとか、予備的なもの、環境社会配慮調査は予備的なものであるでしょうけれども、それから幅広い洗い出しということですね。それから、事業化に向けたアクションプランに組み込まれるべきと、そういうようなことに一応アンダーラインを引いております。

それから、3点目は「本ガイドラインは上記のように、案件発掘段階での調査を前提にしたものである。今後ジェットロが自主事業か受託事業かにかかわらず、フィージビリティ調査の実施に関与するようになった場合には本ガイドラインの改定が必要である」ということで、これは付記でございます。これは松本委員のご意見がありましたので、あくまでも案件発掘段階の調査を前提にしたものであることを明記しておいた方がいいと思います。

これが前提条件、3つのポイントでございます。ですから、ジェットロで準備されたものと、それから松本委員のご意見といろいろ、それから委員会における議論とを合わせて3点まとめております。

前提をこんなような書き方でよろしいでしょうか。

はい。

清水産業技術部長 この中身の検討に入る前に、そもそも全体の構成をどうするのかということとの関係があるかと思っております。案件形成調査のところを担当しているセクションからすれば、理念的な部分は第 部のところに持っていくべきであろうというふうに考えています。要するに、ジェットロの環境社会配慮ガイドライン、と呼ぶか「ガイダンス」と呼ぶかは別にして、それ全体を貫く思想を第一部に置くべきだと思っております。

ですから、まだ議論をしていますが、例えば人権配慮の話であるとか、ガイドラインの遵守の話とかも、前に本来書かれるべきだと思います。

原科委員長 前提のところは、この案件形成調査固有のものなのでこの辺は必要だと思いますけれども、おっしゃるように基本方針の中身によっては前に方に出した方がいいものもあるかもしれませんね。

清水産業技術部長 案件形成調査に係る部分の基本的なところについては、私どもも一部、前文という形で書かせていただいております。それとの整合性についても……

原科委員長 それは書きまして、そこは書き方の問題だと思います。そうしますと、前提部分は、大体このような範囲を書いてよろしいでしょうか。

清水産業技術部長 中身については2点コメントがございます。今回、議論をスタートするに際して、何度か申し上げましたが、これは案件形成調査事業という3つの受託事業のガイドラインと認識しています。したがって、例えば1つ目のポツの「その他、ジェットロが関与・支援を行う案件形成調査」、これは私はあり得ないと思っています。

原科委員長 3つでよいと。

清水産業技術部長 はい。つまり、今受けている事業についてのガイドラインが必要なのであって、将来何かある可能性についてリファアする必要はないと考えております。したがって、この部分には私は違和感を持ちます。それから、3つ目のポツは、これは特に「今後」云々のところは非常に誤解を招くのではないかと考えております。

原科委員長 ということはもうやらないと。

清水産業技術部長 要は、何が起きるか分からない話を幾ら考えても仕方がなく、まさに今行っている3つの事業についてのガイドラインですということに留めるべきだと考えます。

原科委員長 それでは、まず1つは前提というところを設けることはよろしいですね。ただ、中身に関して議論したいと。それはいいですか。前提のとり方として、今のご意見は、3つの事業が対象であって、その他まで含める必要はないと。それから3点目のさらにフィージビリティ調査等をやるということ想定する必要はないと。そういうことが生じ得るといっても書く必要はないと、そういうご意見ですね。

これに関してご意見はございますでしょうか。はい、どうぞ。

松本委員 今後のこの提言のまとめ方にもかかわってくるんですけども、基本的に委員会として提言を出し、それをもとにジェットロがガイドラインを策定するというのが私の理解です。したがって、私はきょうのように全員の場合、つまりワーキンググループではない委員会の場で、こういうのは委員としては入れた方がいいんじゃないかと、もちろんジェットロ側がのめないようなことをいっぱい入れても意味がないとは思いますが、やはり今までの議論を踏まえれば重要ではないかというものを提言に盛り込んでいくということは、我々としては大事な作業だと思うので、そのあたり、委員長の方というか議長として、どのような整理をされるのかということも重要なかなと思います。

例えば、3ポツはさんざん議論してきたのに、我々の提言にも全く何も入れないというのは、今までのこのフィージビリティスタディー云々の議論が、一体あれは何だったのかと私などは思ってしまいます。したがって、提言として、やはり委員としてはこういうことを申し上げようと。しかし、ジェットロはみずからの責任においてそれは踏まえられないというのは、公開の場でやっていますから、そういう方向で考えた方がいいという部分はあると思いますが。

原科委員長 というご意見でございます。そうしますと、今度は「ガイドライン(案)」という表現がよ

くなかったのかな。研究会報告書だとそういうことですね。ガイドライン（案）と表現しましたので、今の清水部長のようなご意見が出ると思います。

清水産業技術部長 ガイドラインということであれば、これは我々としてはアクセプタブルではありません。

原科委員長 ガイドライン（案）じゃなくて、報告書という表現の方がいいのかな。

清水産業技術部長 仮に委員会としてこういうご提言をされるのであれば、それはそれで、委員会のご提言ということだと思いますが。

原科委員長 はい、どうぞ。

事務局（藤崎） 私も委員会としての提案と、それからジェットロサイドが自分たちの責任でつくるガイドラインとはちょっと区分すべきだろうと思います。

それと、フィージビリティ調査に関していいますと、私、本格的にフィージビリティ調査をジェットロサイドでやれるとはなかなか思えないんですけれども。JICAとかJBICとは違いますから。そういった、何というんでしょうか、専門的なスタッフとかそういったものは基本的に持っておりません。

原科委員長 そうしたら、これは両方入っちゃったような感じですね。確かに研究会報告書としての書き方と違うので、この辺はちょっとこんがらがっているかもしれないですね。

どうぞ、岡崎委員。

岡崎委員 今、ご指摘の点は、こういう公的な機関が物事を決めるときに、最近パブリックの関与をどう求めていくかということなんですが、考え方は、やはり我々有識者として集められて、議論して、そのときにはジェットロ側の意見も聞きながらも、やはり委員会としての意見をまとめるということなんだろうと思うんです。その成果物を受け取ったジェットロがどうするかということは、これはすぐれてジェットロの問題だと思うんですね。そのときには、恐らくジェットロ内部の検討ということもあるでしょうし、それから正式にJBICやJICAに対して、こういうことをやりたいけれども、これで齟齬がないかというようなことの確認を求めるということもあるでしょう。それから当然、経済産業省や外務省や財務省、そういったところに説明をする。あるいはこういうご時世ですから、場合によっては政治家の先生、国際協力に関心のある先生方への説明もある。それは恐らくジェットロの責任で行われる。その結果として、委員会が出したものが100%反映されるかどうかということとはわからないわけですね。ですけれども、それはもう我々のTORを超えたところで始まるジェットロ自身の検討ということになる。

一方で、では、委員会のメンバーがジェットロの意向を全く無視して議論して、全然フィージビルではない、ワーカブルではないものを投げてみても、これは何というんですか、ジェットロにとっては何の役にも立たないようなものを提示してしまうことにもなりかねないので、我々も有識者として、こういったものがいいのではないですかということを提言する。しかし、その一方で、実務的に、事務的にジェットロさんの意向も確認をしていく。

最後は、委員長の裁量かとは思いますが、委員会としての案が100%、ジェットロの事務方とのすり

合わせを終えるものにするのか、しないのか。しかし、またジェットロの中でも、また恐らくいろんな各部署との意見のすり合わせですとか、マネジメントの方のご判断もあるかと思うんですが、私はやはり委員会としてはある程度委員会の理想といいますか、望ましい姿のものを提示するというところでよろしいのではないかなと思います。

原科委員長 はい、ありがとうございます。

私もそう思います。ただ、研究会でまとめをつくった後の進め方につきましては、J B I Cの場合もJ I C Aの場合にもフォローアップ委員会というのをつくりまして、研究会で議論したことが実際のガイドラインづくりでできるだけ反映していただけるように、その後もコミュニケーションの場を持ちましたので、この研究会もそういうような形をとりたいと思ひまして、最初からそういうようなことでお話ししておりますので、そういうようなこともひとつ考えていただきたいと思ひます。

ただ、ですが、あまりフィージビリティがないのを書いて、後が困るという感じがします。ただ、やはり理想はちゃんと出した方がいいですね。

はい、どうぞ。

清水産業技術部長 一方で、やはりガイドラインの委員会なので、ジェットロのガイドラインとは何だという議論をしていただくために皆さんに集まっていたている訳ですから、どういうところがジェットロのガイドラインとして不可欠なのかということはきっちり決まらなかつたはずではないかと思ひております。すなわち、理想的な提案が委員会から出たが、その採択率は6割でしたなどと言われると、我々としては何のために議論していただいたのか、分らなくなるのではないのでしょうか。ですから、なぜここまで我々はアクセプトできるのか、なぜこれは実際上難しいのかというところについて、やはりきっちりと委員会の中でご議論いただき、これがジェットロとしてのガイドラインであるというところまで詰めていただければ、我々としても対外的にきちんと説明もできます。切り分けることが必要ではないかと思ひ次第でございます。

原科委員長 これまでのプロセスは、そういう意味では、お互いの理解を深めて、そして、基本的な考え方を整理していると思ひます。だから、これからはそのようなことで具体的な案のことをさらに詳しく検討したいと思ひます。

では、前提にちょっと戻りましょう。基本的考え方の1) 前提のところですが、これは研究会の報告書なら、こういう表現でもいいだろうということですが、ガイドライン案としては、このままいくと難しい、そんな印象だと思ひます。

さて、これは、私たちはどう対応していいのかわからなくなっちゃった。どういう書き方がいいのかな、これ。研究会報告書とガイドライン案と分けるのかな。

どうぞ、柳委員。

柳副委員長 このガイドライン策定委員会として、今最終的に取りまとめたものが、先ほど岡崎委員も言われたように、最終的にどうするかというものの実権は、もちろんジェットロであると思ひますけれども、

やはりここで、例えば原科委員長の出されたこういったものについて、その他の部分を外そうということについて、外すということも可能ですけれども、腹案として、ここは一応合意ができたのは、この事業の3つを対象とするというように切ってもいいですけれども、その他のところについても、腹案として、そのような意見もあるというのは、並列で出していくという考え方もあり得ると思います。

ですから、この委員会としては合意ができたところ、要は対外的にも対内的にもここまではこの検討会、委員会の中では詰めて、一応できた。ただ、こういう意見もあるというところは両論併記的に置いておく必要はあるだろうと、そういうふうには思いますね。

そう考えますと、ガイドラインの「今後」云々というところは、全くネグレクトしちゃうと、そういう議論はなかったということになりますので、そういうような将来のところのものも残しておくといいますが、本来のガイドラインじゃないということですが、議論としてはこういうような指摘が将来的にあるという、そういったところは残して最終案をまとめていくという考え方の方がいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

原科委員長 なるほど。ガイドライン案の文案を書く分と、それからコメントみたいなことで。

柳副委員長 そうですね。

原科委員長 これはJICAもそういう格好をとりましたね。

松本委員 JBIでも太字とか何とかだとやりましたね。

原科委員長 やりましたね、おっしゃるとおりですね。そういう格好にいたしましょうか。そうすれば、議論も見えてくると。

岡崎委員 そうしたら、さっきの右側のところで理解不足とか事実誤認に基づくものは残したくないですよ。ですから、そこはやはりジェット口側の説明をきちんと聞いて、例えば今、原科委員長はこの3つとその他と書かれているんですけども、私はこれはやはり3つなんだと思うんですね。要するに、我々が議論もしてこなかったその他のことについて、このガイドラインがかぶるといえるのは、本当にいいのかなという気がするんです、私は。3つを限定にした方がいいと思うんですね。ですから、そういうところはきちんと議論した方がいいのかなと思います。

原科委員長 ただ、これは経済産業省からの受託になりますので、案件形成調査というレベルで別の表現も出てくる可能性があるんで、似たようなものですね。だから……

岡崎委員 ただ、そのときは、例えば3つ目に書いてあるとおり、今後ガイドラインの改定が必要だというくだりもあるので。

原科委員長 3番目のところにそういうのを移してもいいのかな。そうしないと、毎回、そこだけ議論しちゃうからかえって大変でしょう。案件形成調査だけ、これは経済産業省の政策で、同じような種類でもちょっと表現を変えるとか十分あり得るので、その辺が非常に気になるところで。

柳副委員長 文言の整理といいましたけれども、そういう提案もあるわけですが、コメントをつければい

いと思うのです。要するにジェットロとしてはコメントだから、これは外していますよというふうに、議論されたけれどもこれは外す。例えば、今後のことも受託事業は本体部分の3つに限定していると、それ以外のことはジェットロの射程外なので、今のところは、これは入れないというような考え方をジェットロとしては考えているということを、しっかり書けばいいと思うのです。だから、単なる両論併記じゃなくて、外したことについて、ちゃんとジェットロはこうこうこういう理由で本体部分に入れていないということをちゃんとコメントしておいてもらおうと良いと思います。

原科委員長 単なる両論併記じゃなくて、コメントという格好で。そう、そういうことです。

吉田委員 ガイドラインに。

原科委員長 いや、ガイドラインじゃなくて、この報告書として。ガイドラインの内容としてこういうことにしたいが、それに対してコメント、注釈をつけていくと。例えば、今の3つの事業は当面对象ですけれども、類似の事業が出てきた場合にはこのガイドラインを適用するのか、あるいは改定するのか、そういうようなコメントを入れておくと。基本的には案件形成調査というものに対するものですから、調査の名前が少々変わっても実質的に同じことをやらないとおかしいですから。そういうことですよ、言いたいのは。例えばこの文章。むしろコメントとして書いておくとかいうことです。

柳副委員長 ですから、外されたもので、今ジェットロが最終的にガイドラインをつくるかもしれませんが、それはジェットロの判断で、それはそれでいいのだらうと思います。

原科委員長 今おっしゃったようなことに対応して、また次回、直したものを出すようにしますけれども。

それでは、2番目のポイントのところは、大体こんな感じでよろしいでしょうか。1番目はわかりました。

清水産業技術部長 2つ目のポツの一番最後の、「その成果は事業化に向けたアクションプランに組み込まれたものである」というのは、内容がよく分かりません。アクションプランとは一体だれが主体になってつくる何なのかという点です。

原科委員長 アクションプランというのは満田さんがよく言っておられた。

満田委員 これは別に私のオリジナルの言葉ではなくて、ジェットロの報告書の作成要領にアクションプランというのが書いてあります。これは事業化に向けて、この後どういったアクションが実施機関なり相手国に必要とされるかという、そういったアクションプランを書きなさいというような文言がありまして。ワーキンググループでの議論では、この案件形成調査で何が一番重要なのかということ、この後につなげる、この後にやるべきことを明らかにするんだということ合意を得られていると思っております、そうすると、その案件形成調査、特に環境社会関連の部分については、スコーピングという言葉もあろうかと思いますが、ジェットロさんが従来から使っていらっしゃる事業化に向けたアクションプランという言葉を使ったらいかかかと考えております。

清水産業技術部長 我々が円借款要請に向けたアクションプランと書いたところがございますか。

原科委員長 どこかでそういう表現を見たんですよ。どこだったかな。さっきも説明の中に出てきました

ね。どこだったかな。

松本委員 調査報告書作成要領の11番目です。

原科委員長 調査報告書作成要領の11番目ですか。

満田委員 公募要綱でいいますと、お手持ちの方は35ページに、11番のところに「円借款要請に向けたアクションプランと課題」ということが書いてあるんですが、ここが非常に重要なのかなと。

清水産業技術部長 なぜ私がコメントしたかということ、公募要領での「円借款要請にむけたアクションプラン」は、「調査報告書の中にこの調査をどういうふうに生かしていくのかを書いてくれ」という趣旨の書き方なのです。しかし、この文章では、「調査報告書をアクションプランに組み込み」となっていて、だれが何を何に組み込むのかが、わからなくなっています。前提部分にこれを書くのはロジックがよくわからないということで、指摘をさせていただきました。

つまり、調査する主体は、当然自分たちの調査結果が円借款につながって欲しいですから、どういうプロセスを含めて、また各種の……

原科委員長 主体が違いますからね。

清水産業技術部長 ええ。違うフェーズが入れ子になってしまい非常にわかりにくいと思います。

原科委員長 そうか、そういう意味では書かなくてもいいのかな。余り皆さんの意見を尊重しようとか考えすぎたかも。

岡崎委員 委員長が書き下ろしていただいたやつに、一言一句コメントするのはちょっと申しわけない気がするんですが、そこはやはり多分すごく大切で、ここに意思決定という言葉が使ってありますけれども、だれの意思決定かということなんですよ。

要するに、これはジェットロの調査の場合の難しさは、ジェットロが調査した成果物というのは、そこで一旦完結して、その事業の実施、具体的な円借款に要請されるかどうかというのはジェットロの手を離れて、相手国側での検討にゆだねられてしまうわけです。そこに関与できないわけです。ですから、あたかも意思決定ということ、ジェットロの意向があって、ずっと最終的に一連の円借款のプロセスにつながるまでのことを称しておっしゃっておられると思うんですが、意思を発現する者がステージによって違うわけですよ。

ですから、「成果は事業化に向けたアクションプランに組み込まれるべき」というのも、今の引用された部分というのは、あくまでも清水部長からご説明があったとおり、調査報告書の中でこの案件をこういう調査したけれども、円借款に結びつけるために今後やらなくちゃいけないことは何かということを書き。ここで、我々が読み取るイメージというのは、調査報告の後、円借款の実現に向けてどうそれをフォローアップしていくかというのが、あたかもアクションプランとしてつくられるべきだというふうに読めるので、そこは整理された方がいいのかなと思います。

原科委員長 はい、どうぞ、吉田委員。

吉田委員 この松本さんのつくって、先ほど清水部長から説明があったものと、原科先生がつくったもの

がありますね。この段階で、もう事務局の方でジェットロのガイドラインの素案ができないんですか。そして、そこでこの委員会の議論とどこがどういう理由でのみ込めない、あるいはどういう理由でこれをつけ加えたというようなところまで、まだ早いんですか。いかないですか。

原科委員長 進め方としましては、研究会報告をまとめて、それを受けて、ジェットロの中でガイドラインをつくっていただくという、そういう段取りを考えています。というのは、内部調整がまた必要になるんです。ここだけで決められないと思うんです。そういうことだと思います。

いかがですか。ここで全体を決めているのも、それもありませんけれども。

清水産業技術部長 私どもは案件形成については、これがガイドラインのつもりで書いておるものですから、ぜひワーディングを議論していただければと思います。これはこれで。

原科委員長 では、基本的には研究会で大筋決まっちゃうと考えてよろしいですか。

清水産業技術部長 もともと、研究会のレポートと、ガイドラインのレポートをどこまで分けるかというのは、余りきっちりとこれまで決めていなかったと思います。一応私の頭の中では、ここでガイドラインの文言を議論していただいて決めてしまうという想定でございました。

ただ、最終的に「この部分は委員会としてコメントをしたい」という部分があれば……

原科委員長 そうすると、さっき柳委員がおっしゃったように、基本的な文章というのは……

清水産業技術部長 どういう形でいただくかというのは、この委員会で決めていただくのがいいかとは思っています。

原科委員長 これに関して、ほかにご意見はございますか。そういう進め方でよろしいですか。

岡崎委員 私が間違えたのかもしれませんが、今部長がおっしゃったのは、手続がガイドラインだとおっしゃったんですか。

清水産業技術部長 それはそうです。

岡崎委員 これがガイドラインだということですよ。

清水産業技術部長 はい。

原科委員長 私は、これは言ってもらいたいと思います。だから、その中に、全部書けない場合は括弧したり、きちんと書きかえて表現するものと括弧で注釈するものと分けておいた方がいいと思います。

清水産業技術部長 ガイドラインと言うべきなのか、ガイダンスであるべきなのか。それから、以前、吉田委員からもご指摘があったように、この後にエンフォースメントがジェットロにないのであれば、やはりガイドラインというのではなくて、違う名前がいいのではないかと、こういう議論はまだあり得るのだと思っていて、これについてはぜひコメントを皆さんから頂戴したいと思います。

吉田委員 やはり清水さんが言ったように、ガイドラインと使うのでしたら、一番最初のところにきちっと理解を徹底させるべきだと思います。ガイドラインとコンプライアンスとインスペクション・ファンクション（異議申し立て制度）という三位一体が不在な中で、ガイドラインという用語を使うことの説明はきちっ

としておいたほうが良いでしょう。

原科委員長 じゃ、入り口でその位置づけをはっきりしておくことにしましょう。

どうぞ。

満田委員 CSR部分とこの案件調査部分についての議論が今まで同時並行的に進められてきて、もちろんジェトロの環境ガイドライン、あるいはちょっと名称は仮称にしる、そういった位置づけで一本化していくという方向性で議論しているわけなんです、ただ、私が感じたのは、CSR分野という貿易投資促進事業、及びこの案件形成調査というのは、やはり性格が若干違いますし、ポイントも違う部分があるかと思っています。

そういう意味で、私はこの委員長案の構成には賛成しておりまして、要は、案件形成調査に関わる企業の方々が、初めから終わりまで全部読むのではなくて、特にこの第 部のところを読むという意味では、ここに基本的な考え方をきっちり、案件形成に係る基本的な考え方をまとめておくという構成は、使い勝手はよろしいんじゃないか。

ただ、先々、CSR部分についても実は案件形成調査で今議論されているようなステークホルダーの特定と対話、あるいはヒアリングとか、そういったようなことがポイントとして浮上するのであれば、その基本的な考え方を統合してしまうということもありかとは思っています。という意味で、今のところ構成については、とりあえずこの路線でよろしいんじゃないかと思います。

原科委員長 そうですね。とりあえずこの構成でやってみて、後でもう一回編集するということにしましょうか。だから、CSR部分もこのようにまずつくっていただいて、共通する部分は前に出すと、そのような形で進めましょう。

順につくっていかないと、いつまでも議論していても、先へ進まなくなっちゃいますから。それで思い切って、こういうような格好で進めて、きょうはそうしてみました。

そうしますと、今の2番目の点は、「その成果は事業化に向けたアクションプランに組み込まれるべきものである」というのは、何となく書きたい気持ちもしましたけれども、書かなくてもいいだろうということであれば、これは外しましょうか。ということで、そんなように修正いたします。

それから、先ほど柳委員がおっしゃったように、ガイドラインとして文言を書くべきものと注釈部分と分けて、仕分けをした上で表現し直します。

では、2)の基本方針のところまいりましょう。

岡崎委員 3番目のポツは。

原科委員長 3番目のポツは、これは外すということを今ご提案でしたが、いかがでしょうか。外すじゃない、注釈ですね。外しますけれども、注釈。だから、文言には入れないけれども、注釈にしよう。

はい、どうぞ。

満田委員 注釈というのは、私の理解ではもし委員の方々の合意さえあれば、委員会案としては残すとい

うふうに理解したんですが、そうではなくて外すというご意見なんですか。

原科委員長 後で議論しましょう。私はそう思ったんですが、いや、残すべきだというご意見が強ければ、残すことも考えます。

どうぞ。

満田委員 私の意見といたしましては、これはやはり委員会案としては残した方がよろしいのではないかと考えています。というのは、今までの議論の前提になった部分ですので、やはりフィージビリティ調査ではないんだということは、ガイドライン中に何らかの形で明記していただきたいと思っているポイントです。

岡崎委員 議論を混乱させるつもりはないんですが、実際の問題として、緊急を要するような案件で、ジェットロの案件形成調査の結果を事実上F Sと見なして、その補完的な調査をJ B I Cの方で行う、ないしはそれを条件にして円借款を供与している事例があります。例えばイラクがそうなんですけれども、今イラクの案件についてフィージビリティスタディーをやれといってもできない。一方で、日本政府からは強い要請があると。たまたまジェットロの調査が行われていたものがあるということで、強引に案件形成しているケースがあります。

これは、ただ、そのままやっていくわけではなくて、実際にイラクに入れるようになった場合には、こういったことを調査しましょうというようなことも条件にしています。

それから、満田さんが以前に調べていただいた案件の中にも、ジェットロの案件形成調査から本体に極めて短時間で結びついている事例があります。これは、あのときにもご説明いたしましたけれども、発電所の拡張とかそういった案件で、これもジェットロの調査を使って、本体に直ちに結びつけているケースです。

それが例外的な事例なので、例外的な事例を一般化するなということなのかもしれませんが、一方で、本ガイドラインの改定が必要だということを書かれてしまうと、事実上そういったものができなくなってしまうということになりかねないので、何かちょっと工夫が必要ではないかなと、現場ではそんな感じがいたします。

原科委員長 さて、緊急時の対応ね。これはなかなか悩ましいところですね。緊急時だからいいともいえないじゃないかという感じもします。

どうぞ、村山委員。

村山委員 岡崎委員のおっしゃる点は、そのとおりだと思うんですけども、ただ、ここに書かれている内容を拝見すると、「実施に關与するようになった場合には」というふうに書かれているんですね。これは、ある意味で例外や緊急事態というよりは、常態あるいは定常状態で、こういう調査に關与するようになった場合ということだと思うので、例外は確かにあるとは思いますが、そこまではここは表現されていないのかなというふうに私は思いました。

ただ、文言の中で、「自主事業か受託事業かにかかわらず」というところが、1ポツの点の修正が入ったという意味では、ここは削除しておいた方がいいかなと思います。つまり、「今後、フィージビリティ調査

の実施に関与するようになった場合」という形で残すということでしょうか。

原科委員長 そんなフィージビリティ調査と、それはやった方がいいということですね。「今後、ジェットロがフィージビリティ調査の実施に関与するようになった場合には」という表現がいいだろうと。

村山委員 委員会として残していいのではないかと私は思います。

原科委員長 なるほど。委員会としては残しましょうか。ちょっと表現を変えます。

はい、どうぞ。

清水産業技術部長 私は、これは削除すべきだと思っています。ここまで改定について書くのであれば、私は、「その受託事業をやめたらガイドラインを廃止すべき」ということも書くのだと思います。今は、まさに受託事業があるが故にこのガイドラインを作っているのであって、「それを受けなくなったらこのガイドラインを廃止すべし」というのが、フェアな記述だと思います。ただ、そこまでぎりぎりを書くのかというのが、我々の中での議論です。であれば淡々と……

原科委員長 委員会としては書いてもいいんじゃないですか。

清水産業技術部長 淡々と、今の3つに対応するものだと書けばいいと思います。

原科委員長 なるほど。どうぞ、柳委員。

柳副委員長 前提に書いてあるから、これは結構抵抗があるのですよ。大体、改定することを前提から書いちゃうというのは、普通あり得ないですよ。どこかの附則か何か、こういうことが書かれるというのが通常の形です。

それから、この案件形成調査というのは何度も書いてありますが、あくまでも案件発掘段階において実施されるものということですよ。それで、案件発掘段階での調査を前提にしたものとしつこく書いてあるわけですよ。だから、その後のことは本当は最初から想定していませんよということを言っているにもかかわらず、改定と書くから、それはちょっと余り最初から何か信頼してないのじゃないのかというようなことが、ここで読み取られてしまうのです。要するに、これを最初に見た人が。それは書くのでしたら、附則か何かに書かれることを提案したいと思います。

原科委員長 わかりました。これは外しましょう。じゃ、後ろに書きます。前提には書かないようにします。

いいですか、前提に書かないというので。だめですか。

満田委員 別の話題でよろしいですか。

原科委員長 今は、この前提について進めています。では、前提にこれを書くのをやめて、書いても後ろにするということでまとめていいですか。では、こういうように書きます。

じゃ、次、どうぞ。

満田委員 ちょっと戻って恐縮なんですけれども、1ポツの「その他」のいうところなんですけど、委員長がご指摘のように、確かにちょっと時代が移れば、また視点を変えて案件形成調査というものが、例えば

地球温暖化に資する事業化調査のような、似たような調査が出てくる可能性があって、そのために一々改定したり、また同じような議論をするのも非常に、余り効率的ではないと思いますので、私としてはこの一連の議論をなるべく広く生かすために、やはりこの「3つ」と書くと、名称もきちっと書いてあるので、「事業等」とか何かちょっと含みを持たせた書き方で、類似の事業も対象とするということをあらわしたらどうかかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

原科委員長 どうぞ。

清水産業技術部長 それはだめです。通常文章上「等」といったときには、まさに今やっている3つの事業以外に何か想定されるということですからけれども、我々が考えているのはこの3つの事業でございますので、「等」という形で膨らますということは、私は了承しかねる表現かと思います。

原科委員長 そうですね。実際に具体的な内容がある場合ですね、「等」は。

清水産業技術部長 実際にあれば、それも可能だと思いますが。

原科委員長 みんな対象にすると。注釈として、今後、類似のそういうのが出た場合には、これを提供するか準用するか、そんな表現かなと思います。事実そういうわけにいかない。

清水産業技術部長 受託調査の名前が変わる可能性というのはありますので、そこは注か何かで書くというのはありだと思います。要するに実体的に中身が変わっていないけれども名称が変わった場合には、ガイドラインは当然のことながら生きてくるということで、表現は何か工夫すればいいと思います。いずれにしても類似事業が他にあるかのような表現は、私としては不適當ではないかと思います。

原科委員長 そのようにいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、前提のところは、そういうことで文章を直します。

2) 基本方針にまいります。これは、一応この段階で議論いたしまして、もう一つの第 部のCSRについても同じようなことをやりまして、共通した場合には、一番最初の第 部に持っていくと、そういうようなことにしたいと思います。

基本方針、「JICA/JBICガイドラインとの整合性」、これは恐らく案件形成事業に固有な部分だと思いますからここに残したいと思いますが、このような表現でよろしいでしょうか。

ちょっと読みます。「ジェットロ案件形成調査における環境社会配慮は、円借款供与の可能性のある案件の発掘を主な目的としており、ODA事業の一貫性を図る必要がある。そこで、その時期・枠組み・規模の差異は認識しつつ、JICA/JBICの環境社会配慮ガイドラインとの整合性を図るものとする」。

あれ、文章を直した気がしたんだけど、直し損なったかな。大至急やったのでミスがあるかもしれませんが、一応こんな表現です。これは「円借款供与の可能性のある案件の発掘を主な目的としており」という表現にしてみましたけれども、こういうことでよろしいかどうかです。

事務局（藤崎） 民活がありますから。

原科委員長 そうですね。だから「主な」にしたんですけども、弱いですかね。民活だと。

清水産業技術部長 民活は円借款案件を必ずしも目的としていません。

原科委員長 それで「主な」にしたんですけれども。「主な」でもODAが強く出過ぎるかな。

清水産業技術部長 これまでの議論も、基本的には地球環境調査をベースにしてきておりますので、実は石油調査の扱いについては余り細かい議論はしていないのですけれども、このガイドライン自身は石油調査についても共通なので、どこまでその中に求めるかということかと思えます。

原科委員長 そうなんです。それで、「主な目的」という表現でもちょっと強過ぎたかなと思ったので、ちょっとお聞きしたんですが。ただ、ODA事業の一貫性を図る必要があるという流れには、そういう議論でないとまずいかなと思ったんですが、どうでしょうか。

むしろ「政府としての国際協力」かな。ODAにかかわらず、国際金融も入りますから。「政府としての国際協力の一貫性」、「国際協力における社会環境配慮の一貫性」というか、そういう表現の方がいいのかな。JICA、JBICの場合は両方入っていますから、ODAプラス国際金融ですから。

村山委員 今後、両者の関係がどうなるかということもありますので、JICAとJBICという文言をこういう形で残した方がいいのかどうかは、ちょっと気になりますね。

原科委員長 逆なんです。ODAに限ったのでまずかったのかもしれないんですが、私は今、清水部長がおっしゃったように国際金融も入っていると思ったので、むしろJICA、JBICを残した方がいいかと思って。将来的にはJICAでODAをやって、JBICが国際金融でしょう、もう来年10月から。だから、JICA、JBICを残した方がいいと思って。そうすると、ODAに限って書いたのがまずかったと思って、むしろ国際協力における環境社会配慮の一貫性と言った方がね。

JICA、JBICの統一ガイドラインはそういう考え方ですね。ODA、国際金融にかかわらず統一的にやっていくんだということをつくりましたので。ただ、ODAと明記しちゃったのがまずかったかなという感じがいたしました。

岡崎委員 現実問題としては来年の10月にJBICが移行するわけですよ。新JICAと、それから新公庫のもとでのJBICということになりますが、ガイドラインはどうなるかということですが、既に現在のJBICのガイドラインと、現在のJICAのガイドラインを、これをどうまとめていくかという検討が始まっています。一方で、新公庫におけるJBICのガイドラインは、今のガイドラインをベースにどう改定していくか。結論から言うと、それぞれ別々のガイドラインを持つことになると思います。ただ、それがいつどういう形になるかというのは、将来の話なので、余りここで議論しても仕方ない面があって、一方で、ジェットロのガイドラインもいつオーソライズされて、いつから適用されるかというのもまだわからないわけですから、ちょっとここはブラケットか何かを付してやっておくしかないんじゃないかなと。

最終的にジェットロのガイドラインがいつ、これが施行されて、いつからの調査に適用されるか。これは対象の事業は年度単位の事業ですから、きょう、1階に来ましたら、今年の説明会の案内が出ていましたけれども、今年の調査にはもう当然間に合わないわけですね。そうすると、来年ということになると、そのとき

に新 JICA、新公庫のガイドラインの議論がどうなっているのかというのももちろんわかりませんので、あまり前提を置いてもここはしようがないので、今のあるものを前提に書いておいて、実際に施行されるときにその時点でのその状態に合わせて文言化するしかないと思います。

あるいは、今、村山先生がおっしゃったとおり、具体名を外して、政府機関の云々というようなことで、どうあっても読み得るような。

原科委員長 私もそう思います。だから、ODAと書いてしまったので、むしろ「我が国の国際協力に係る環境社会配慮の一貫性を図る」ぐらいの、ちょっとアバウトな表現にした方がいいかと思います。いいというか、その方が包括的でいいかなと。当面は現存の JICA、JBIC のガイドラインを参照しますけれども。いずれにしても改定した段階では、それぞれさらに進んだものになると期待しておりますから、最低限のことについては現存のもので、整合性を図ったほうがいいと思います。

岡崎委員 当面の問題は、ODA以外のところは、なかなかこの公的な機関の関与というのが、関与しないかもしれないですし、関与しても一定の関与と、基本的に民間に任されてしまうわけですね。そこになかなか。

原科委員長 そういう考えもありますけれども、世界の流れは、まさにイクエイターバンクスとかいうことで、民間に関しても、だんだんこういう考えが浸透してきましたから、その流れはもう変わらないですよ。

岡崎委員 流れは変わらないんですが、最終的に国際金融等業務に融資の要請があるかどうかとも全くわからない。

原科委員長 わからないですね。でも、少なくとも新生 JBIC も国がサポートしている機関ですから、このことは国民が強く要求しますよ。そういうことになれば、JBIC の役割はどんどん減っていきますね。それでは駄目だと私は思いますので、当然こういう原則に従わないとまずいと思います。

高梨委員 民間事業の民間投資なんかは、これがあるわけですね、2つ目ですけども。

そうすると、その場合も JICA、JBIC のあれを参照するといいますが、参考にするということ。

原科委員長 だから、余り JBIC と言わないで、JICA の方がこの場合近いんでしょうね、ある意味では。ある意味とは、どういうことかという、案件形成段階で開発調査につながるものが案外あるとすれば。政府は ODA をしっかりやりたいということを強く言っていますから。

この文章はちょっと変えますが、おおむねこんなようなことで、ひとつ。要するに JICA、JBIC の既存のガイドラインとの整合性を図る。これが基本的考え方です。基本方針。

はい、どうぞ。

吉田委員 経産省としてはどっちに重きがあるんですか。民活の事業の支援をしたいのか、円借款の事業の支援をしたいのか、どっちに重みを置いているんですか。その推測がつかないんですか。

清水産業技術部長 我々としてはお答えしようがないのですけれども。

岡崎委員 予算規模は円借款の方が多いのではないですか。

清水産業技術部長 最近は変わらない規模にきていますが。

吉田委員 ただ、PPP(Public Private Partnership)インフラの方から見ると、どう考えても、これからはODAによるインフラよりも、民活のインフラを探さざるを得ないということになります。一方、民間部門は、プロジェクト・ファイナンスにもものすごくお金がかかりますから、PPPインフラに対しては相当な支援してもらいたいです。インフラ案件形成はドキュメンテーションが大変だし、調整が大変だし、そこですごいお金がかかっちゃって、民間はやはり力が、金も資金も少ないから。そこを支援してもらえば案件事業形成が促進され、その後に資金調達が行われるというケースがすごく多くなると思います。高梨さんの方に意見を聞きたいんですけども。

高梨委員 直近では、例の5年間100億ドルというのがありますね。ですから、今……

原科委員長 それはどういうものですか、少し教えてください。

高梨委員 小泉首相がこの前グレンイーグルズのサミットで、日本のODAを5年間100億ドル積み増しをしようということを発表されて、もう3年目でちょうど中間なんですね。一応、今大分達成をしてくれているんです。そこでは、一般予算の方は取れない、増えないものですから、円借款の方を頑張ろうというのがあって、直近では円借款関係をふやそうということで、私どもの方にもいい案件があればぜひやっていきましょうということで要請がきてます。この点まさにジェトロさんは足が早いので、ジェトロさんへの期待は大きいですね。

ただ、長い目で見れば、吉田委員が言われたように、PPPの方向なんですね。官民連携でやっていこうというもので、ODAでは当然賄いきれない需要なので、民間資金とうまく連携してやりましょうということです。そのため一方では民間案件をどんどんつくっていこうというのが長期的な展望なんです。

吉田委員 例えば、水カダムによる発電なんて、昔はパブリックしかあり得なかったわけですけど、たとえば、日本の電力会社と途上国の電力会社がジョイントでやりましょう。そのための案件発掘、フィージビリティなどの支援をしてもらいたいと、そういうようなことも多くなるでしょう。

原科委員長 なるほど。そうすると、その案件発掘段階で、国がサポートするような事業であれば、やはり国としての方針を、いずれにしても貫徹しないとまずいですね。むしろその責任が重くなりますね。これは、もし国が関与して変な事業になっちゃったら、とんでもないことになりますね。

岡崎委員 先ほど申し上げたことを訂正しますが、確かに原科先生がおっしゃるとおりですね、今後、仮に民間でそういう事業をやるようになった場合であっても、将来J B I Cのファイナンスを借りるためにはこういうことをやらなくちゃいけないということをあらかじめ示すことにも意味があるわけです。ですから、そういう意味では、一旦ジェトロの手を離れて民間企業の手ゆだねられたとしても、前提としては、事業が実現する暁にはJ B I Cのファイナンスが期待されると。しかし、そのときには、J B I Cからお金を借りるためにはこういったことを満たさなくちゃいけないんだと。ですから、ガイドラインで見れば、やはり連携をしておかないといけないということだと思います。

原科委員長 そう思います。それはJ B I Cにとってもぐあいがいいですね、そういう案件をつくってもらった方が。

そういうようなことで、この基本点はこういうようなことを、ちょっと表現を変えますけれども、書きま

清水産業技術部長 石油調査が結構大きなファクターなんですね。

原科委員長 だから、「ODA事業の一貫性」という表現を捨て、「我が国の国際協力における環境社会配慮の一貫性」という表現に変えます。ODAだけに限らないで。そういたしましょう。いいですか。

では、2番目、「複数案の検討」。きょう、6時までですね、あと15分です。

複数案の検討にいきます。

これは随分議論してまいりました。まとめてみるとこんなふうになるかということですが、「案件形成段階における複数案の検討は重要である。提案者は、提案事業の必要性や優位性を吟味するために、当該事業を提案する過程で、その事業を実施しないという案（ゼロオプション）を含む、考え得る代替案を示し、提案事業との比較を行わなければならない。比較検討に当たっては、経済・技術的な側面に加え、環境社会における側面を考慮しなければならない」。環境社会影響というのがいいかな。大体こんなような表現です。

ですから、項目の表現を「複数案の検討」と書きました。「複数案」というのは、原案、つまり提案行為とその代替案という意味です。その代替案の中にはゼロオプションを必ず含んでいただきたいということです。極端な場合は、ほかの代替案はなくても、ゼロオプションだけでもいいと私は思いますけれども、場合によっては。

清水産業技術部長 ここの表現ぶりには私は違和感があります。というのは、前々から申し上げておりますとおり、これはプロジェクトの提案をしてくるものです。つまり、何もやらないとこういう状況なので、それに対してこの提案をするということです。要求があってこのプロジェクトをやりたいけど、やらなかったらどうなるという話ではありません。要するに初めに提案ありきではない訳です。それに対しゼロオプションを含むという言い方で、皆さんにご納得いただけるかどうかはよく分らないです。

原科委員長 代替案とカウントしない方がいいということですね。私は極端な場合、ゼロオプションだけ比較してもいいと思ったので、それを代替案の1つに含んでカウントしたんですよ。今のお話は、ゼロオプションは代替案ではないと。スターティングポイント。

清水産業技術部長 つまり、我々がなぜ「プロジェクトを実施した場合の効果」という表現を使ったかと申しますと、何もやらないことがそもそも前提条件になっているものですから、それとの比較をしてくれという表現にしたわけです。

原科委員長 提案行為の比較だけでも最小限できるという意味ですね。

清水産業技術部長 この言葉遣いがどこまでアクセプトできるかというお話かと思えます。

原科委員長 私のゼロオプションというのは、それよりはやった方がいいという説明になっておりますけ

れども、あと、それ以外に代替案というのは、環境配慮をこのように進めれば、このくらいできますよというのが代替案だと思います。

清水産業技術部長 高梨委員が帰られましたけれども、「代替案」という言葉が持つイメージを高梨委員は大変気にされていまして、その表現ぶりはまた議論したいと思います。

原科委員長 「代替案」じゃなく、表現として「その他の案」。考え得る「他の案」でもいいですけども。これはちょっと表現を考えましょう。

あと、基本的には、でもこういうことを書くことはよろしいですか。

では、3番目にいきましょう。「ステークホルダーの特定と対話及びヒアリング」。これも「協議」という言葉を使わないようにしております。これは前回のワーキングでも議論がございました。それから研究会でも議論がございました。

読みますと、「事業によって影響を受ける可能性がある住民を含む幅広いステークホルダーが特定された上で、情報収集や意見聴取が行われ、今後行われるべき環境社会調査計画やアクションプランに反映されることは重要である。このため」これはちょっといろいろ表現があると思いますけれども、「環境社会影響があるとされた事業」、あるいはこの表現は「影響が大きいと考えられる事業」、あるいは「特に大規模なインフラ建設事業など、J B I C 環境社会配慮ガイドライン上カテゴリ A に該当すると予想される事業」、この表現、3つどれかちょっと迷っておりますけれども、こういった概念ですね、こういうふうな事業においては「提案者は現段階で予測されるステークホルダーとの対話またはヒアリングを実施しなければならない。対話またはヒアリングが実施できない場合は、その理由を示されなければならない」という表現です。

「対話またはヒアリング」ということでここで変えてみましたけれども、いかがでしょうか。

清水産業技術部長 きょう拝見したばかりなので、細かい表現ぶりにはまたいろいろコメントする権利はリザーブしたいと思いますが、ぱっと読ませていただいた瞬間に、例えば、被影響地域における住民などが前面に出過ぎていないかという気が、私は個人的にはいたしました。

それから、1つ目のポツの「環境社会調査計画」とか「アクションプラン」というところは、定義づけを最初のところでしておかないと、誤解を招きかねないというところが2点目です。

それから、2つ目の「このため」以下のところにある「現段階で予測されるステークホルダーとの対話またはヒアリングを実施しなければならない」というのは、オブリゲーションという意味ではきついのではないかと考えております。

原科委員長 ここが1つポイントですね。実施しなきゃならないかどうか。

清水産業技術部長 私どもが、今日示した案は、想定される実施機関については当然わかっているでしょうから協議はしてくださいとしています。それから、被影響地域が明確であれば、ステークホルダーを特定してくださいとしています。予想されるステークホルダーとの対話までを求めることは難しいという想定で、案を書かせていただきました。

原科委員長 そういうことで影響を受ける可能性がある住民も含むというのは、そういうようなことで、そこまで含んでいただきたいということで、反映されるのが重要であるという言い方なので、その辺は少し緩和しているような雰囲気になるのですけれども、余りきちっと書いていないかもしれません。

岡崎委員 まさに、ここが私が冒頭申し上げたところなんですね。要するに、ならなければならないと書いた場合には、やらなかった場合どうするのかということになってしまうので。

原科委員長 視点を変えてその議論をしましたね、さっき。

岡崎委員 ですから、ジェット口側から今、清水部長のご意見には出てくるようなものはよく理解できるんです。「望ましい」と書くと、今度は弱過ぎると言われちゃうかもしれませんし、そこは述語をどう書くかという。ただ、決めてしまうと、それができなかった場合のことを考えなくちゃいけない。私も同じような印象を持ちました。

それから、あとはこれは非常にマイナーなコメントですが、最終的にはこの文書が整合性をとると思うんですけれども、「事業」という言葉がここで使われているんですけれども、これをずっと見ると、事業という言葉は案件形成調査事業というところで使われているので、ここで言っているのは、実際に実現されるプロジェクトのことをおっしゃっているの、そういうところ、こういうのは本当に細かいことなので、ここで指摘することではないんですが、それは最後、字句を調整するところでコメントさせていただきたいと思います。

原科委員長 じゃ、これは今のご意見いただいたものをもとに、もう一回これを直します。

はい、どうぞ。

村山委員 委員長の案でも、コメントなどの後で、「or」を2つ使われて場合分けをされようとしていると思うんですが、ジェット口の案件が非常に幅が広いという特徴があるような気がしていて、先ほどの松本委員の整理の中でも、「必要に応じて」というのはどういう場合かというようなご意見があったと思うんですけれども、田中委員が書面で指摘されておられるほどのカテゴリー分類が必要かどうかは別にして、何か案件の特性に応じた分類というのを基本方針の中で挙げておいた方がいいような気がするんですね。それによって、やはりこういう案件についてやらなくちゃいけない、やはりマストという表現でした方がいいというのはあると思いますし、そうじゃない場合もあるかもしれない。

原科委員長 スクリーニングのことですね。それを基本方針の事項に加えておいた方が。そうですね、加えておかないといけない。それが抜けていました。その上での議論ですけれども。

はい、どうぞ。

事務局（藤崎） 一言つけ加えさせていただきますと、資金的な規模もそれから期間も非常に限られているというところから、ジェット口調査でどこまでのことができるのかということを考えて、それを書きぶりに反映させた方がいいんだと思うんです。

ジェット口案として今回出させていただきましたのは、いきなり民間の企業の方がどこまでやれるんだとい

うことは非常に私なんかは疑問に思っておりまして、やはり例えば現場の実施機関ですか、それを通じてしか恐らくできないことだってあるわけですね。そのあたり、例えば民間の企業さんにどこまで求めるのかというところを、ちょっと考えてみた方がいいんじゃないかと、私自身は思います。

原科委員長 わかりました。その辺の考え、ちょっと今のは、少し強く書き過ぎた感じもしますから、直しましょう。

あと、3ページ、「情報公開」、「フォローアップ」とございます。これはまた次回検討としましょう。時間がありません。あと5分しかありません。もし、これで、ざっと何かご意見がありましたら。ちょっとありますか、あと5分か6分ですね。

情報の公開のところ、「ジェットロは自らの説明責任の確保、及び案件形成調査の質の向上を図るため、調査の概要と最終報告書の内容を積極的に公開する」。これぐらいの表現ならいいですか。

清水産業技術部長 先ほど申し上げたとおり、どこまでやるのかという話です。「ジェットロは自らの説明責任の確保」と書いてありますが、ここまで書けるのかは、私は分かりません。もともと我々は契約で縛られており、本来公開するなど言われているものを公開しているわけです。これを説明責任と言われると、ちょっと違うのでは……。

原科委員長 経済産業省の問題かもしれない。我々、経済産業省に文句に言った方がいいかな。いや、そんなことをやっているからだめなんだと。

吉田委員 ここもちょっと松本さんが言っていたように、委員会として経産省に提言することを前提に議論しますかということが大事なんですよ。

原科委員長 経産省に対する提言が入らないと、まずいですよね。

吉田委員 と思います。だって、これだったら、情報公開、ジェットロは何月何日経産省に以下のレポートを提出しました。これが説明責任でしょう、契約上。

清水産業技術部長 これは理解できることであって、民間企業が提出するレポートの著作権は経産省に属しますから、まず我々が勝手に公開するのではなくて、彼らのところに報告書を納めるとというのが大前提です。

実際、今も公開していないものはあります。例えばイラク案件とか、公開が前提でない形でデータをもらったものについては、公開が認められていませんので、そういう意味では何でもジェットロが公開するという形には、これからもならないと思います。その時に、ジェットロの説明責任上、情報公開するんだと言われても、我々にはきついということです。

原科委員長 なるほど。これをちょっとまた吟味します。

フォローアップ、「ジェットロは案件形成調査の事業化に関して、調査レベルの適切性を検討するため、環境社会面での影響も含め、可能な限り」 ちょっとこれは緩和措置、「フォローアップを行う」。「可能な限り」と入れてありますが、このぐらいならいいですか。たしか「可能な限り」が入っていない表現だった

と思います。どこか、だれが書いたかな、これは松本さんのかな。いろいろ、あっちこっちあるので。

事務局（藤崎） これはどういったものをイメージされているんでしょうか。

原科委員長 定義ですね。

岡崎委員 この場合、やはり調査業務なので、これからやってみる調査というのがどの程度深く調査できるかどうかわからないわけですね。それを律するものを我々、今書き下ろそうとしているので、やはりこういう書き方にならざるを得ないんだと思うんです。

というのはJ B I CやJ I C Aであれば国際約束で、これは逃げも隠れもできないわけです。両国政府間で約束、円借款であれば両国政府間でやりますし、J I C Aも国際約束に基づいたいろんな調査をやるわけですから。ところが、ジェットロがやろうとするのは、これから民間企業が調査する、その調査はどこまでやれるかわからないわけですね。それをあらかじめ規定するものというのは、やはりある程度逃げ道をつくるような書き方にしておかないと、逃げ道という言葉はちょっとよくないですけども、「望ましい」とか、「可能な限り」とか、そういう書き方にならざるを得ないし、そのレベルがどこかというのも、なかなか書けない部分じゃないでしょうか。

原科委員長 基本方針ですから。ここでは事業化に関して可能な限りという基本方針。

清水産業技術部長 ここは、複数案の検討とか、ステークホルダーとの対話とかとは、相当フェーズが違うのだと思っています。フォローアップは明確に仕様書の中でやりなさいと書かれていれば我々できますけれども、書かれていなかったらこれはできません。予算の配分もありません。ですから、「可能な限り」と書くこと自身も、余り意味がないと思います。

原科委員長 フォローアップできない、お金がない。ただ、それはむしろ経済産業省の責任なのかな。お金を使っていて、役に立たなかったら、むだな金を使ったことになる。

清水産業技術部長 現在のフォローアップ調査は、基本的には企業の方へのアンケートなので、その協力を得られないと一切できません。

原科委員長 だから「可能な限り」なんですよ。

はい、どうぞ。

松本委員 まず、後者の件については、「協力しなかったら今後それは悪い評価につながるぞ」ということが要綱には書かれています。これは「協力を得られれば」という穏やかな表現ではなく、「あなたたち協力しなさい」という表現に思えます。それから仕様書に書かれていなければというのはわからないでもないのですが、少なくとも18年度の仕様書にはかなり明確にそこは書かれていて、フォローアップ等を行うことにより円借款案件を迅速に発掘形成することを目的としているということが、経済産業省が出している入札説明書には書かれているわけですね。ですから、書きぶりは確かに「可能な限り」ではなくて、むしろ何か別の書き方かもしれませんが、しかし、重要なパートであることは確かだと思うんです。

原科委員長 私もそう思います。だって、経産省の政策上こうやってるんだから、これは、それこそ経産

省の説明責任で、後で役に立たない金だったらしょうがないものね。それは実におかしなことになりますよ。

清水産業技術部長 しかし、いずれにしても仕様書の中になければ出来ないお話なので、ジェットロがハンドリングできる範囲ではないわけです。

松本委員 何年に1回の仕様書にこのこと(フォローアップ)は書かれるのですか？

清水産業技術部長 最近は毎年です。ここ3年。かつ、これは地球環境調査だけの話で、民活調査にも石油調査にもフォローアップはありません。要は、これまで蓄積があるが故に、フォローアップをやりましょう、やってくださいという仕様がありますが、そうでないものについては、我々はやりようが無いと言う事です。ですから、十把一絡げにフォローアップをやりなさいと言われても、我々としては出来ないということです。

原科委員長 また、時報の音楽が流れてまいりましたけれども、6時になりました。では、そろそろストップしましょうか。

2)まで文章を直してみます。大体こんな要領でやっていったらどうかなと思ひまして、ちょっと提案してみました。

この後の進め方ですが、今回はこの続きとなりますけれども、まだこれは完全じゃないので、こういう起草役を私じゃどうもうまくいかないかもしれないので、どなたかに担当してもらった方がいいかなと思ひますけれども、どうでしょうか、委員の方。例えば、理念の1番のところは私がやってもいいけれども、2番目のCSR担当と案件形成担当、どなたか手を挙げていただくといいと思ひます。委員の方。ボランティア。手を挙げますか、どこをやってくれますか。

満田委員 どこでも。

原科委員長 どこでもやってくれる。

満田委員 どのようなところを。必要な役としては。

原科委員長 CSRのところと、それから案件形成調査。この2点。1番目は私に責任がある、基本的なところだから少しやらなければまずいかなと思ひます。ジェットロ案がベースということですがけれども。

満田委員 委員が何名かで分担してやる方がいいと思ひますが。

原科委員長 1番もだれかやってくれると助かる。藤崎さん、どうですか、1番。1番の基本的事項。この目次の基本的事項。

事務局(藤崎) それではやらせていただきます。

原科委員長 いいですか。では、2番をどなたか、CSR。

事務局(藤崎) だけど、ワーキンググループも一方では動かしているものですから。

原科委員長 ワーキンググループは議論、それをベースに、これをどんどん書いてください。各点の議論がだんだんクリアになってくるでしょう。こういうのをつくらないと。

事務局(藤崎) そうしましたら、例えばジェットロサイドからもやはりアイデアを出さないと難しい部分

があるだろうと。

原科委員長 だから起草役は1人決めて、それでどんどんインプットしてもらいます。起草役は委員の方がいい。

どうぞ。

満田委員 もしこれ委員会案にするのであれば、委員の中で何人が分担して、すり合わせながら書いて、この場に出すというようなことにした方がいいと思います。

原科委員長 そういう方法でもいいけれども、でも、だれかが責任を持っていないとまずいと思います。

柳副委員長 そのときに……

原科委員長 柳委員、やりますか。

柳副委員長 いえ、僕はやらないです。やらないけれども、案件形成調査の手続でジェットロの方から出ていますよね。これを入れ込んでいっていただかないと、いつまでもずっと平行線で。

原科委員長 だから、これでいきましょうと。

柳副委員長 これが入ってこないの、2の案件形成調査の手続については、ジェットロの修正案というやつをうまく入れ込んでやって。

原科委員長 そうです。時間がなくてそこまで。ジェットロの修正案が後でできたので、入れ込む時間がなかったの。では、CSRがまだできていないので、CSRを満田さん、お願いしていいですか。

案件形成は、途中までやった私のもの、これに続けて非力ながらやってみます。では、藤崎さんが第 部、第 部が満田さん、第 部が私と。私は、お助けいただくという前提でやりましょうか。

では、そういうように作業を進めて、次回議論するということにいたしましょう。

では、次回の日程を。

事務局（植田） 次回は13日の金曜日でございますけれども、10時 - 12時、午前中でございますが、よろしく願いいたします。

それと、別途CSRのワーキンググループの方、7月11日の水曜日、15時からということで、2時間ほどお時間をいただければと思います。よろしく願いいたします。

原科委員長 7月13日の金曜日、午前中10時から12時ですね。今度は第10回になります。

それでは、第10回の研究会を7月13日金曜日、10時から2時間開催いたします。よろしいでしょうか。

では、予定時間を若干オーバーいたしました、これで終わりいたします。どうもありがとうございました。

午後6時05分閉会